

第2期 綾瀬市子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度～令和6年度



綾瀬市マスコットキャラクター あやびい

子どもが健やかに生まれ育ち
安心して子育てのできる まちづくり

令和2年3月
綾瀬市

はじめに

近年、急速な少子化による家族形態の変化、都市部を中心とした待機児童問題、就労環境の多様化や地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しております。その中で、子育てにおける不安や孤立感が増加するとともに、女性の就労意欲の向上、あるいは経済的理由により女性の就労者は増え続けています。

こうした社会情勢の変化に伴い、子育て家庭のライフスタイルに合わせた、多様な子育て支援サービスを提供していくことが必要であると考えております。

本市におきましても、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法に基づき創設された『子ども・子育て支援新制度』のもと、「綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援サービスの充実や子育てがしやすい就労環境の整備促進など、切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組むとともに、子育てを支援するための施策を推進しています。

このたび、「綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、計画の見直しを行い「第2期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では引き続き、基本理念に「子どもが健やかに生まれ育ち 安心して子育てのできる まちづくり」を掲げ、これからの綾瀬市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちづくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、活発なご議論・ご提言をいただきました綾瀬市子ども・子育て会議委員の皆様、アンケート調査へのご協力や貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

綾瀬市長 古塩 政由

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・課題	2
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	5

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 綾瀬市の状況	8
2 教育・保育サービスなどの現状	15
3 アンケート調査【就学前児童調査】結果からみえる現状	19

第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念	30
2 基本目標	31
3 施策の体系	33

第4章 施策の展開

基本目標1 子育てと仕事の両立支援	35
基本目標2 子育てが楽しめる環境づくり	42
基本目標3 個性と創造性を育む教育の充実	55
基本目標4 要保護・要支援児童へのきめ細やかな取り組みの推進	64
基本目標5 子どもと家庭についての意識改革	73

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1	教育・保育提供区域の設定	77
2	人口の見込み	78
3	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容 及びその実施時期	79
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の 内容及びその実施時期	83
5	教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	94
6	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	94
7	基本指針に基づく任意記載事項について	95

第6章 計画の推進に向けて

1	計画の推進に向けて	97
2	計画の推進体制と進行管理	99

資料編

1	策定経過	101
2	綾瀬市子ども・子育て会議条例	102
3	綾瀬市子ども・子育て会議委員名簿	104



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・課題

我が国の急速な少子高齢化の進行は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族世帯の増加、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT^{*1}、ロボット^{*2}、人工知能（AI）^{*3}、ビッグデータ^{*4}といった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の開発が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子どもの健やかな成長を社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

しかしながら、女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成31年4月時点の全国の待機児童数は1万6,772人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和2年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、国では、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象とした学習や体験・交流活動などを行う事業を計画的に進めていくこととされました。

※1 IoT：モノのインターネット（Internet of Things）。さまざまな「モノ」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

※2 ロボット：人の代わりに作業を自律的に行う装置、もしくは機械のこと。

※3 人工知能（AI）：言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。

※4 ビッグデータ：一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが難しい巨大で複雑なデータ。

2 計画策定の趣旨

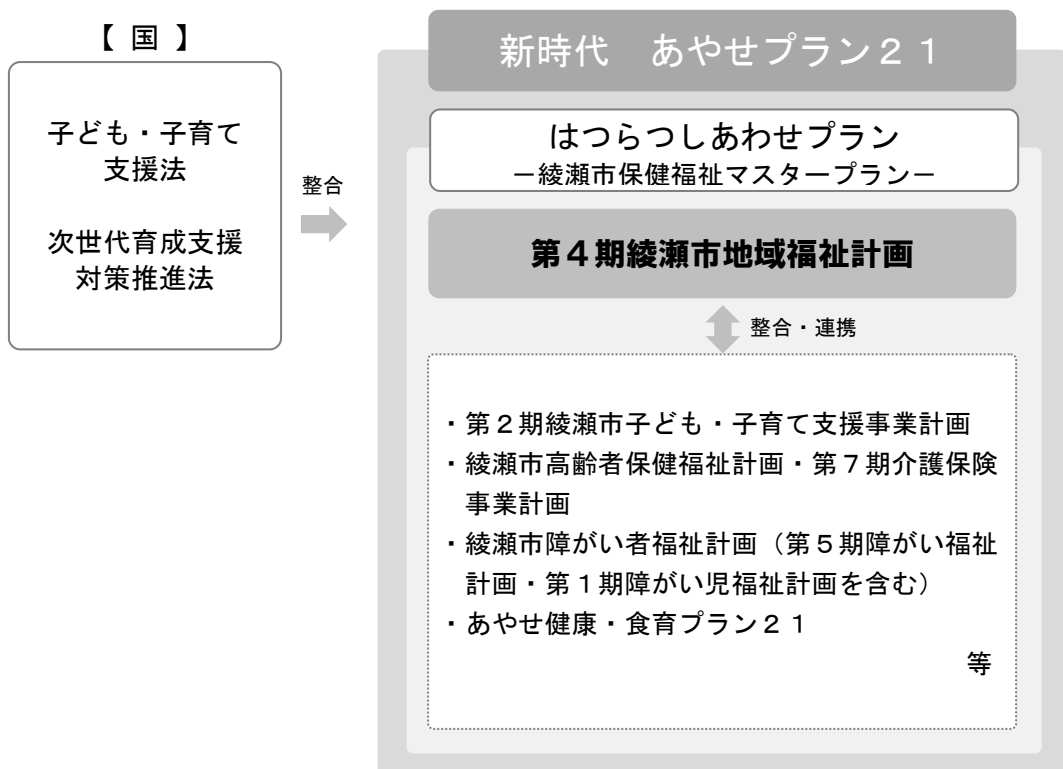
本市においては、平成27年3月に策定した「綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子どもが健やかに生まれ育ち 安心して子育てのできる まちづくり」を基本理念に子育て支援を総合的に進めてきました。

この度、「綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き、計画的に施策を推進するため「第2期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな成長と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けます。



4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年間で1期とした事業計画を定めるものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画				
		(中間見直し)		

5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施・・・・・・・・

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調査対象

就学前児童（0～5歳）のいる全世帯、就学児童（小学1～3年生）のいる世帯から無作為による抽出を行い送付

② 調査期間

平成30年11月28日から平成30年12月25日

③ 調査方法

郵送による配布・回収

④回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	2,932 通	1,243 通	42.4%
就学児童調査	1,000 通	492 通	49.2%

(2) 綾瀬市子ども・子育て会議による審議・・・・・・・・

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「綾瀬市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

また、毎年事業の進捗管理、評価を行います。

(3) パブリックコメントの実施・・・・・・・・

この計画案を市役所など窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

- | | |
|-----------|---|
| ①募集期間 | 令和元年12月19日から令和2年1月23日まで(36日間) |
| ②配布及び閲覧場所 | 子育て支援課、青少年課、行政資料コーナー、情報公開コーナー、中央公民館、各地区センター(5か所)、寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館、綾北福社会館、健康づくり推進課、子育て支援センター、綾南サロン室、大上サロン室、児童館(3か所)、図書館
合計 21か所 |
| ③意見提出者数 | 2人 |



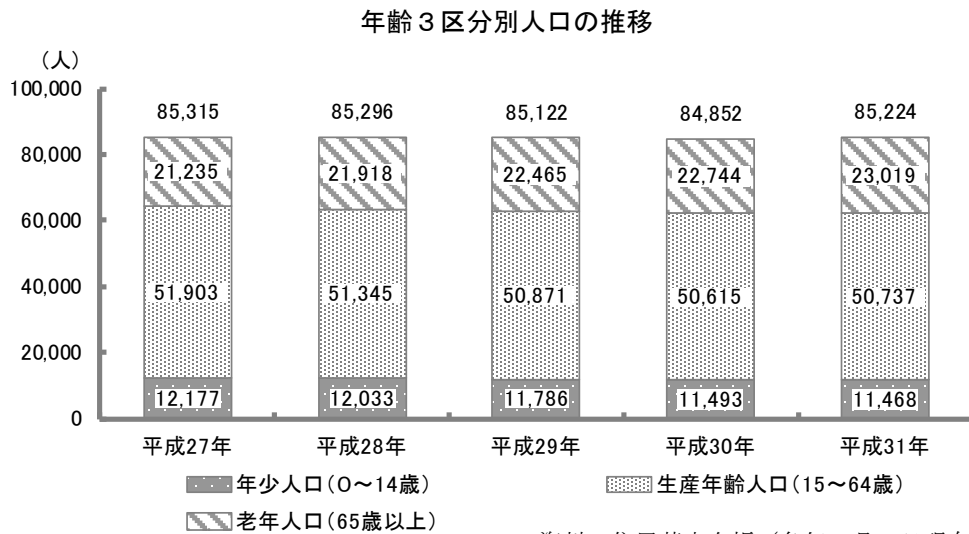
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 綾瀬市の状況

(1) 人口の状況

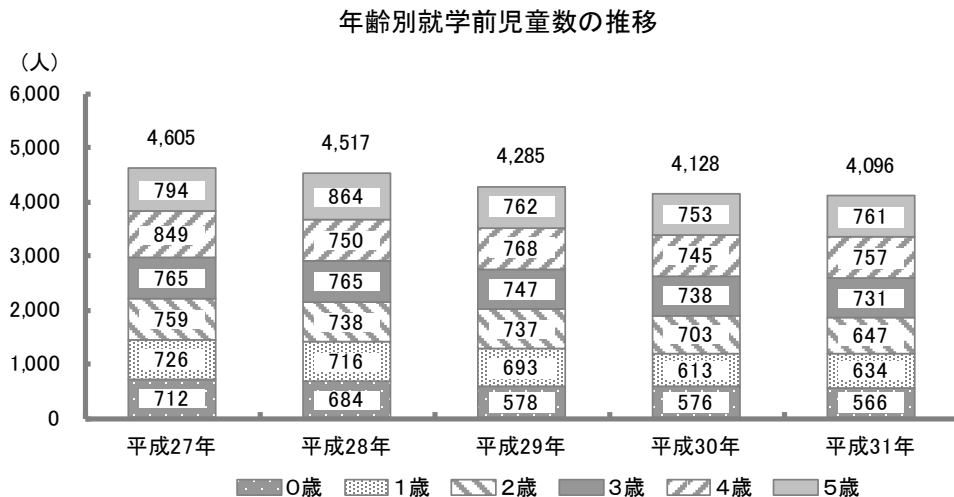
① 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は平成27年から平成31年にかけてほぼ横ばいで推移し、平成31年で85,224人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



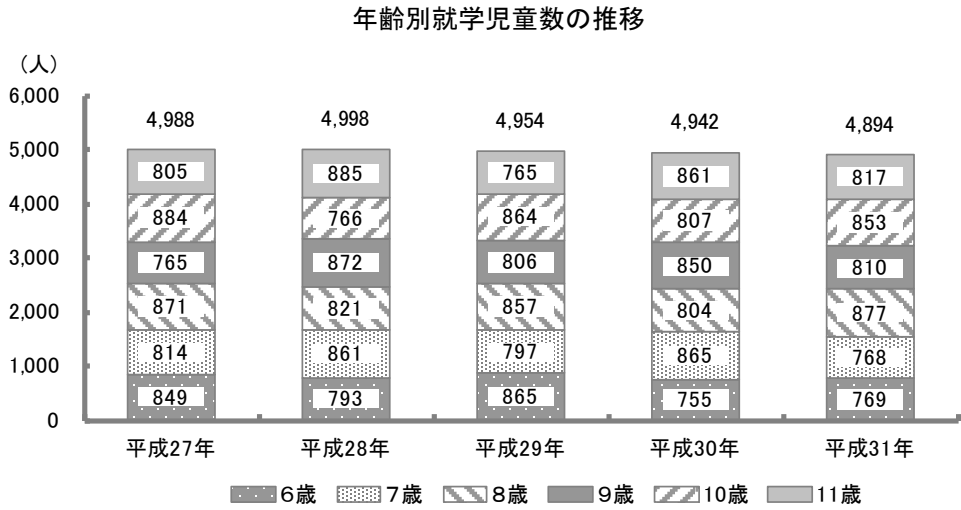
② 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年で4,096人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳の減少率が高くなっています。



③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は減少傾向となっており、平成31年で4,894人となっています。特に他の年齢に比べ、6歳の減少率が高くなっています。

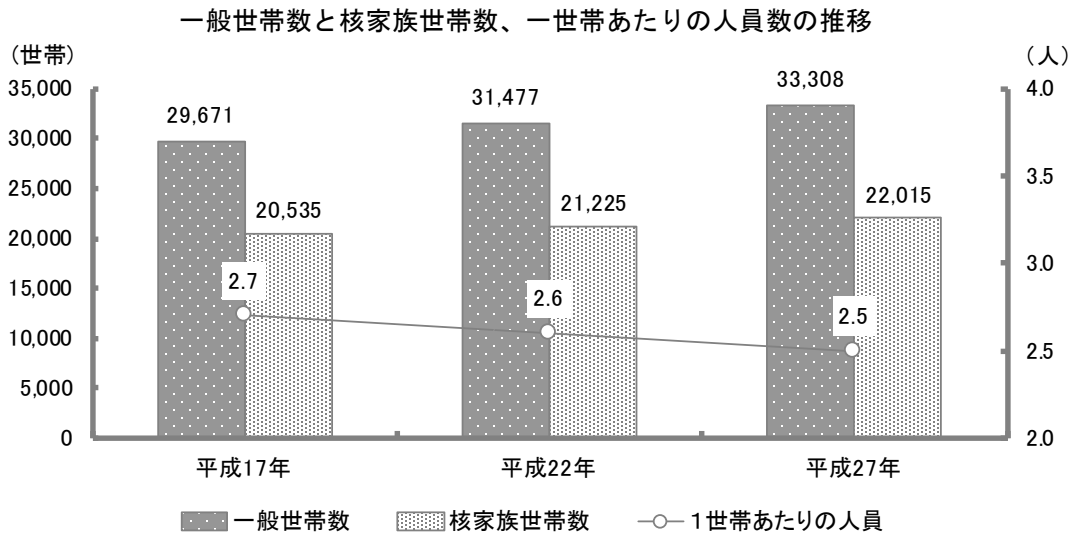


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯^{※5}・核家族世帯^{※6}の状況

本市の一般世帯数及び核家族世帯数は、増加を続けており、一般世帯数は平成27年には33,308世帯で、平成17年からの10年間で約3,600世帯増加しています。一方では、一世帯あたりの人員は、減少傾向にあり、平成27年では2.5人となっています。



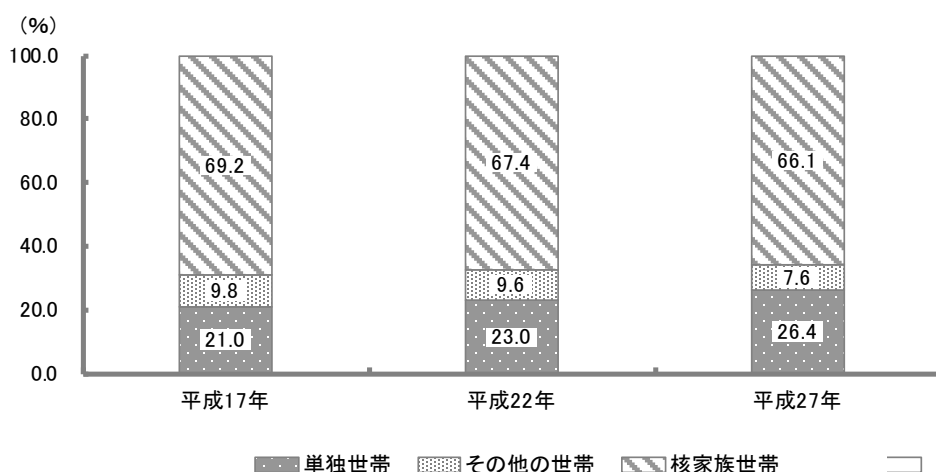
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※5一般世帯：住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家などの住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯。
 ※6核家族世帯：夫婦と未婚の子どもからなる世帯、ひとり親と未婚子（女親と未婚子、ならびに男親と未婚子）の世帯、夫婦のみの世帯を加えたもの。

② 一般世帯に占める核家族世帯の割合の推移

本市の世帯構成は、単独世帯の割合が増加しているのに対し、核家族世帯の割合は年々減少しており、平成27年で66.1%となっています。

一般世帯に占める核家族世帯の割合の推移

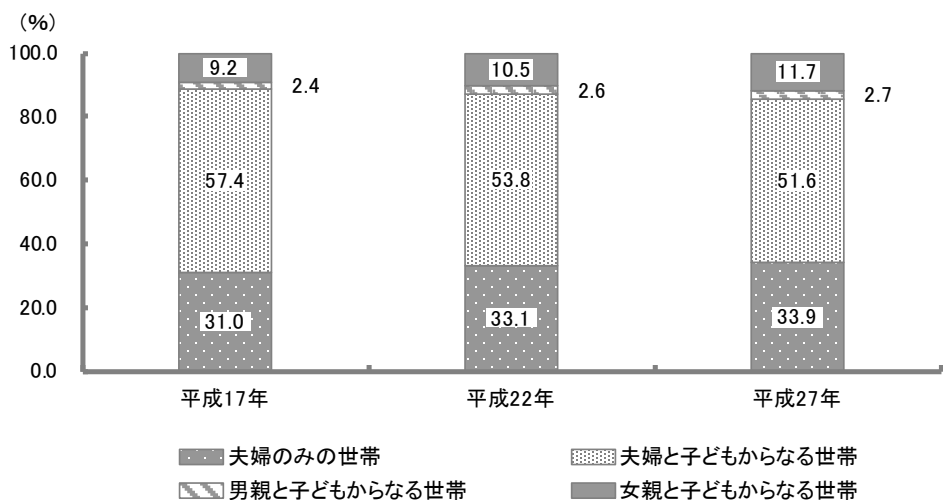


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 核家族世帯の内訳

本市の核家族世帯の内訳をみると、夫婦のみの世帯（子どものいない世帯）の数の割合は年々増加し、一方で夫婦と子どもからなる世帯の割合は減少しています。また、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯を合わせた“ひとり親世帯”の割合が増加しており、平成27年で14.4%となっています。

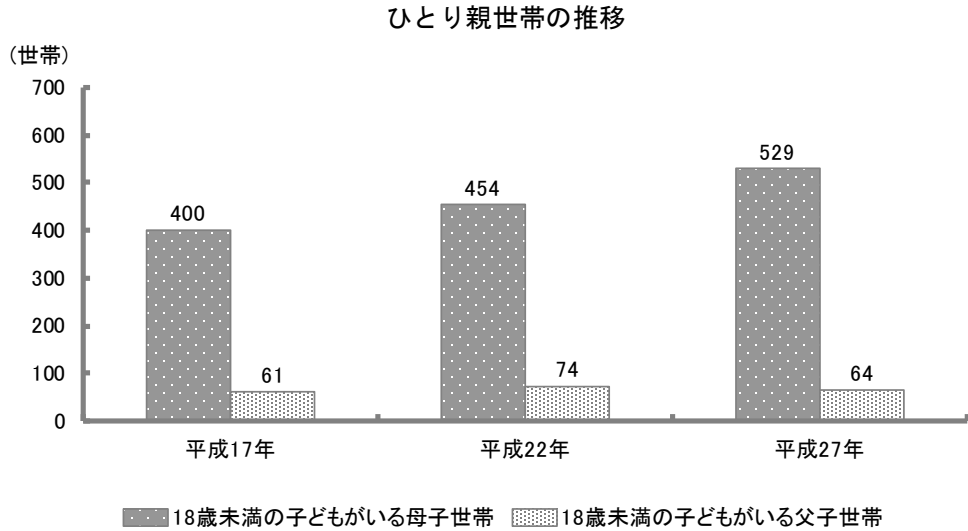
核家族世帯の内訳



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は増加傾向にあり、平成27年で529世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は平成17年から平成22年にかけて増加し、その後減少しています。

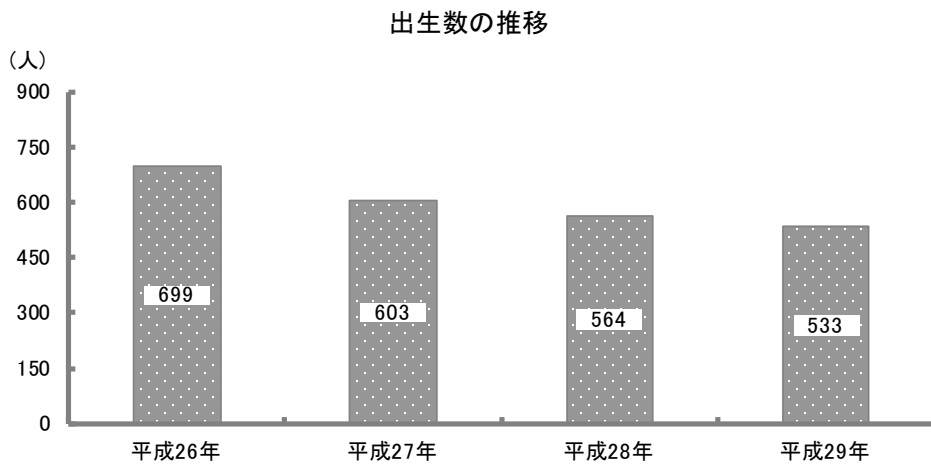


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 出生の状況・・・・・・・・

① 出生数の推移

本市の出生数は年々減少しており、平成29年で533人と過去4年間で約24%減少しています。



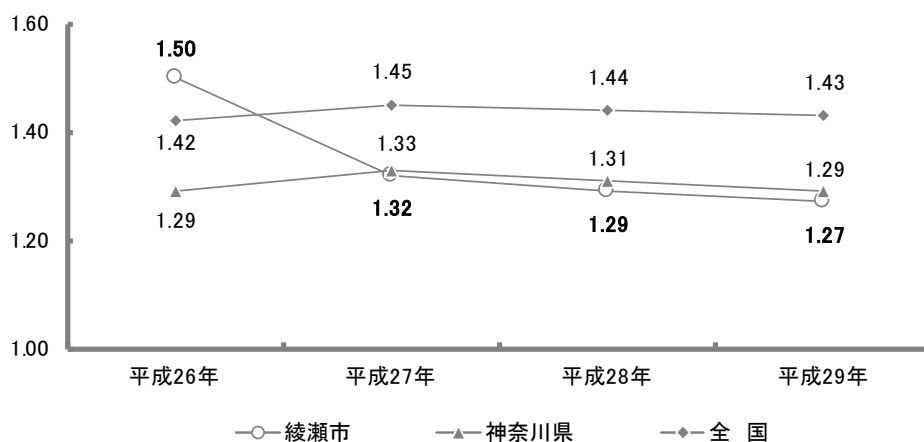
資料：神奈川県衛生統計年報^{※7}統計表（各年1月1日現在）

※7神奈川県衛生統計年報：各年の日本において発生した日本人の事柄を対象としています。

② 合計特殊出生率の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は年々減少しながら推移しており、平成29年で1.27となっています。また、平成27年以降では全国・県と比較すると低い値で推移しています。

合計特殊出生率の推移

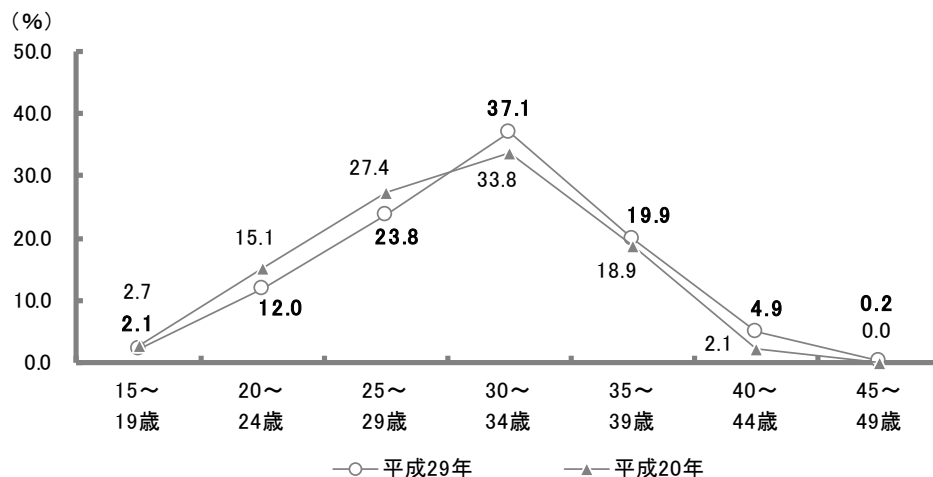


資料：神奈川県衛生統計年報統計表（各年1月1日現在）

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～29歳の割合が減少しているのに対し、30～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

母の年齢（5歳階級）別出生率の推移

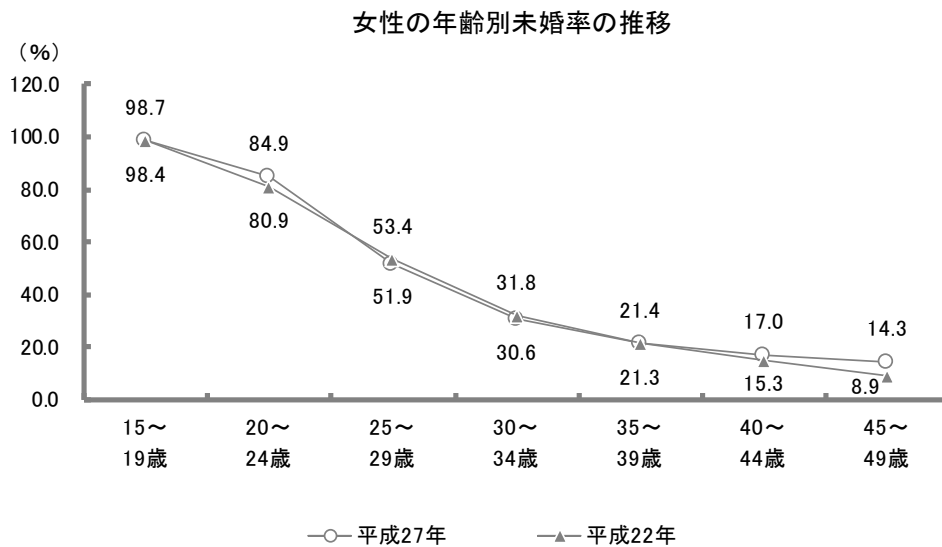


資料：神奈川県衛生統計年報統計表（各年1月1日現在）

(4) 未婚・結婚の状況・・・・・・・・

① 女性の年齢別未婚率の推移

本市の女性の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で35歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

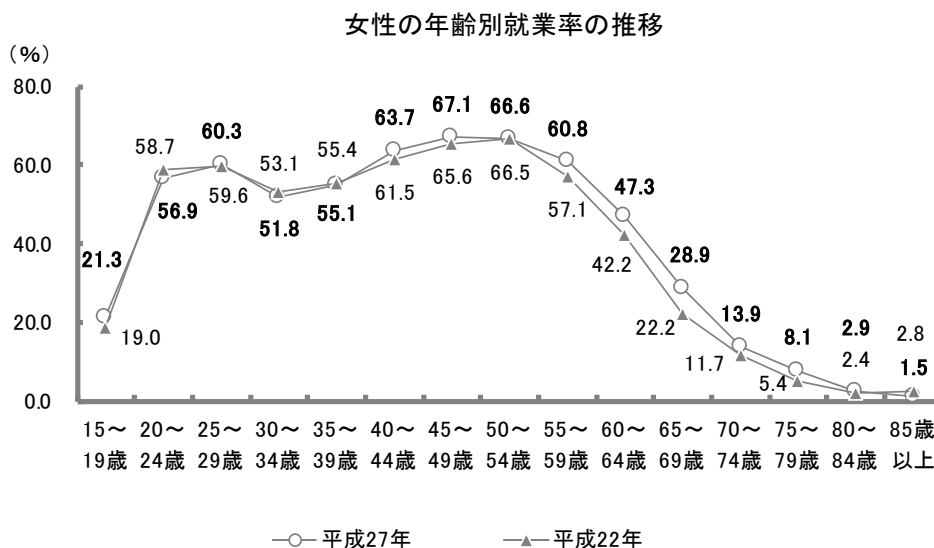


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 就業の状況・・・・・・・・

① 女性の年齢別就業率の推移

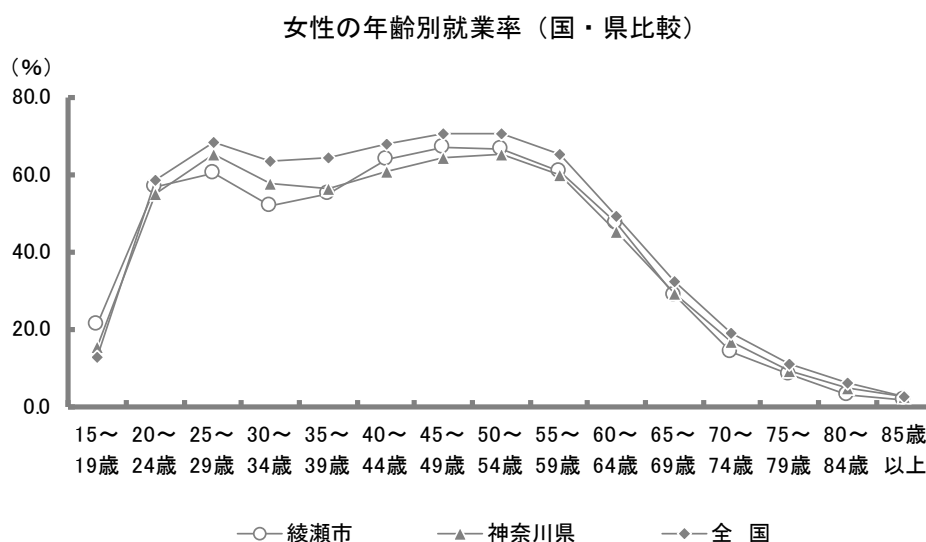
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児にあたる時期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

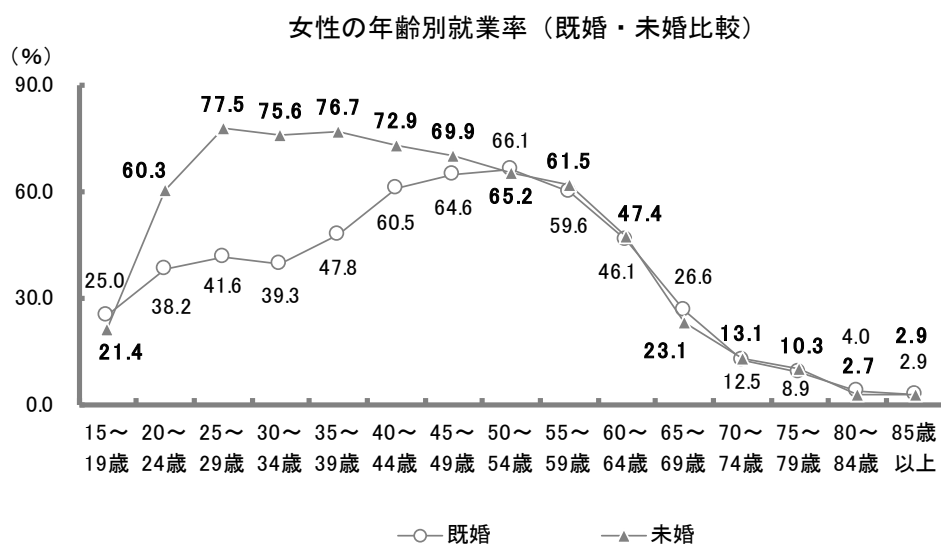
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、20歳以降で全国より低くなっていますが、神奈川県との比較では15～24歳、40～64歳で高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

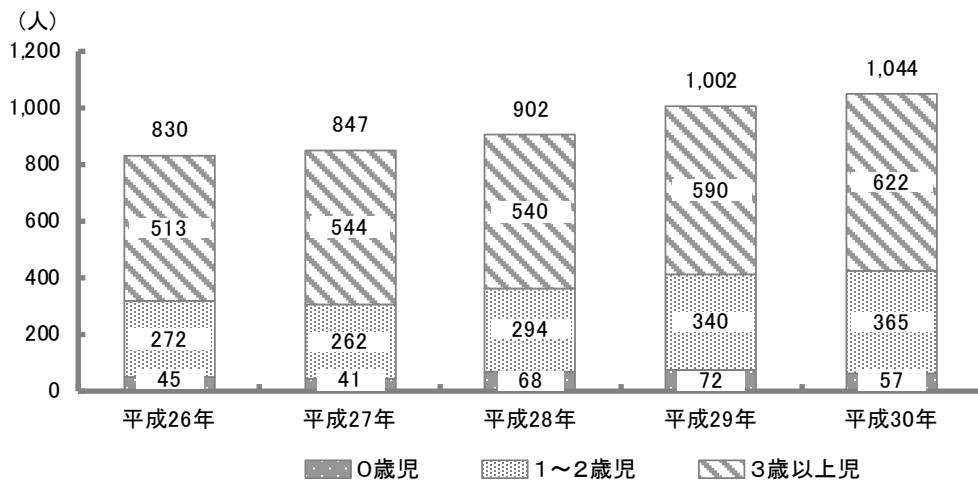
2 教育・保育サービスなどの現状

(1) 就学前児童・保育所・幼稚園入所状況・・・・・・・・

本市の保育所は11園あり、入所児童数をみると年々増加しており、平成30年で計1,044人となっています。年齢別でみると、1～2歳児、3歳以上児の増加が顕著にみられます。

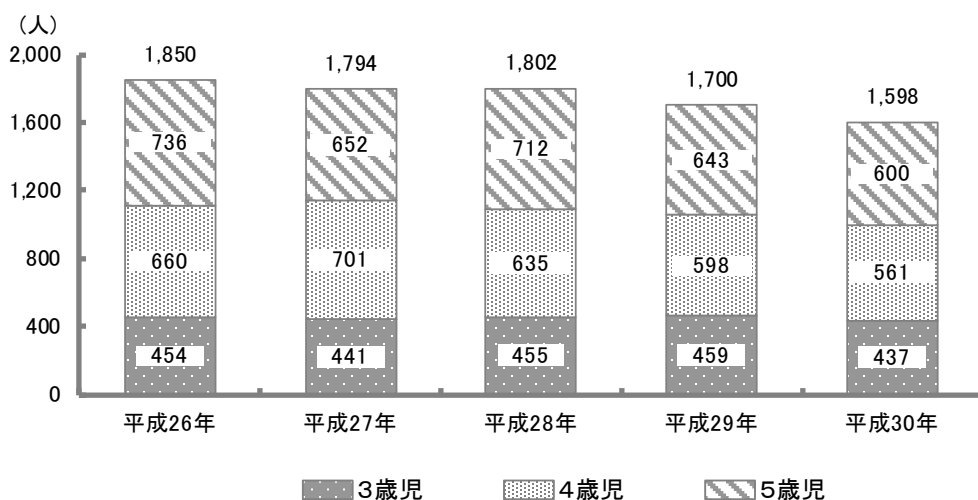
幼稚園は9園あり、園児数をみると減少傾向にあり、平成30年で1,598人となっています。年齢別でみると、4歳児、5歳児の減少が顕著にみられます。

保育所入所児童数（年齢別）の推移



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

幼稚園園児数（年齢別）の推移



資料：神奈川県学校基本調査（各年4月1日現在）

(2) 地域子ども・子育て支援事業の現状・・・・・・・・

① 時間外（延長）保育事業

本市の時間外（延長）保育をみると、利用者数は年によってばらつきがあり、平成30年度は10園で438人となっています。

時間外（延長）保育利用者数の推移

(延べ人数)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	407 人	502 人	438 人
実施園数	9 園	10 園	10 園

資料：庁内資料（各年 3 月 31 日現在）

② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

本市の地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）利用組数と利用者数は、年々増加しており、平成30年度は12,715組、28,022人となっています。

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）利用者数の推移

(延べ人数)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用組数	9,297 組	11,512 組	12,715 組
利用者数	19,800 人	24,756 人	28,022 人

資料：庁内資料（各年 3 月 31 日現在）

③ 一時預かり事業

本市の一時預かり事業利用者数は、保育所、幼稚園ともに年によってばらつきがありますが、合計利用者数をみると増加傾向にあります。

一時預かり事業利用者数の推移

(延べ人数)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育所利用者数	5,923 人	5,626 人	6,362 人
実施保育所数	5 園	6 園	6 園
幼稚園利用者数	20,367 人	21,497 人	21,098 人
実施幼稚園数	9 園	9 園	9 園
計	26,290 人	27,123 人	27,460 人

資料：庁内資料（各年 3 月 31 日現在）

④ 子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）

本市の子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）利用者数と利用回数は、年々増加しており、平成 30 年度は 320 人、1,247 回となっています。

子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）利用者数の推移
(延べ人数)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	213 人	241 人	320 人
利用回数	1,048 回	1,113 回	1,247 回

資料：庁内資料（各年 3 月 31 日現在）

⑤ 妊婦健診事業

本市の妊婦健診の利用者数は、年々減少しており、平成 30 年度は 552 人となっています。

妊婦健診利用者数の推移
(実人数)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	595 人	579 人	552 人

資料：庁内資料（各年 3 月 31 日現在）

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業

本市の乳児家庭全戸訪問人数は、年によってばらつきがあり、平成 30 年度は 569 人となっています。

乳児家庭全戸訪問人数の推移
(実人数)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全戸訪問人数	581 人	564 人	569 人
養育支援訪問人数	50 人	60 人	50 人

資料：庁内資料（各年 3 月 31 日現在）

(3) 放課後児童クラブの状況・・・・・・・・

本市の放課後児童クラブ（学童保育）の登録児童数は、年々増加しており、平成30年度は596人となっています。学校別で見ると綾西小学校の登録児童数が最も多く、125人となっています。

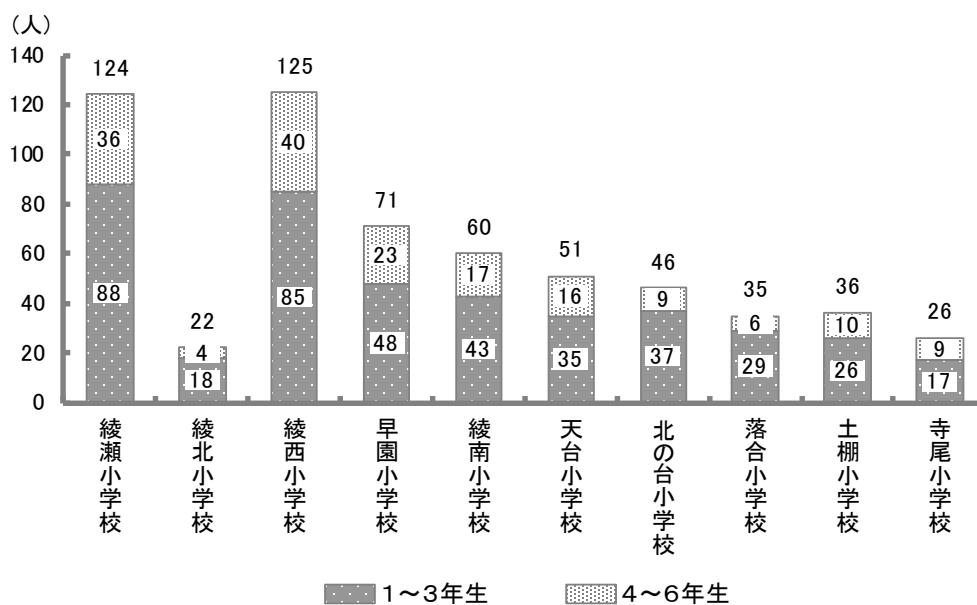
放課後児童クラブ（学童保育）の登録児童数の推移

(実人数)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1～3年生	333人	378人	426人
4～6年生	126人	150人	170人
計	459人	528人	596人

資料：庁内資料（各年3月31日現在）

学校別放課後児童クラブ（学童保育）の登録児童数（平成30年度）



資料：庁内資料（各年3月31日現在）

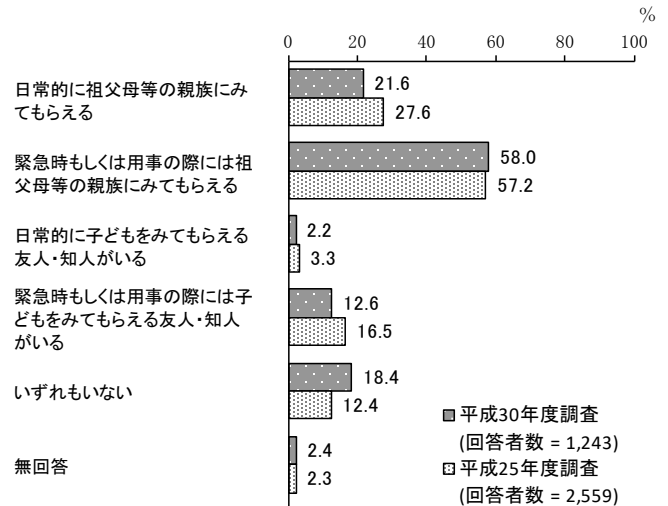
3 アンケート調査【就学前児童調査】結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について・・・・・・・・

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が58.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が21.6%、「いずれもない」の割合が18.4%となっています。

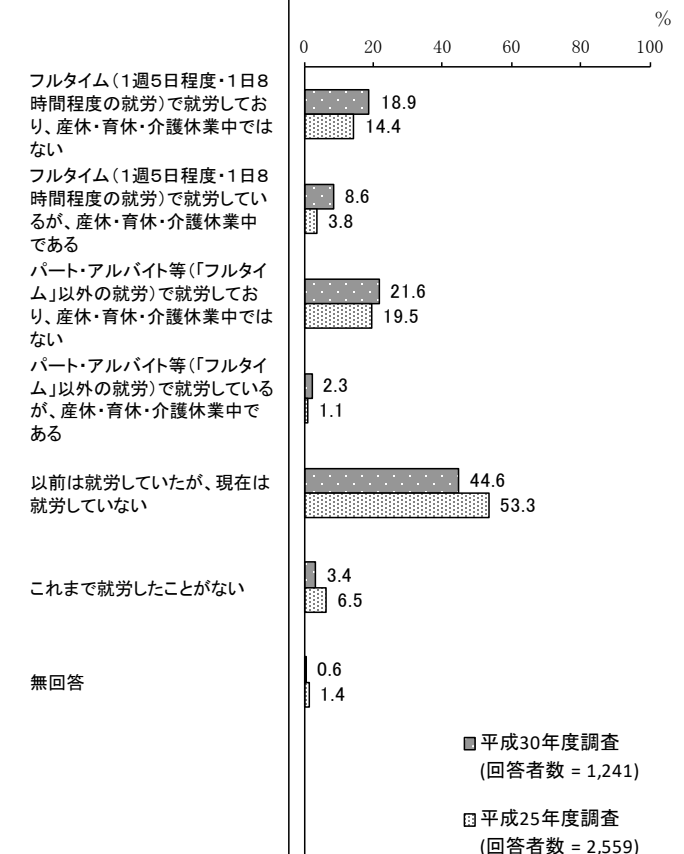
平成25年度調査と比較すると、「いずれもない」の割合が増加しています。一方、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少しています。



② 母親の就労状況

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が44.6%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が21.6%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が18.9%となっています。

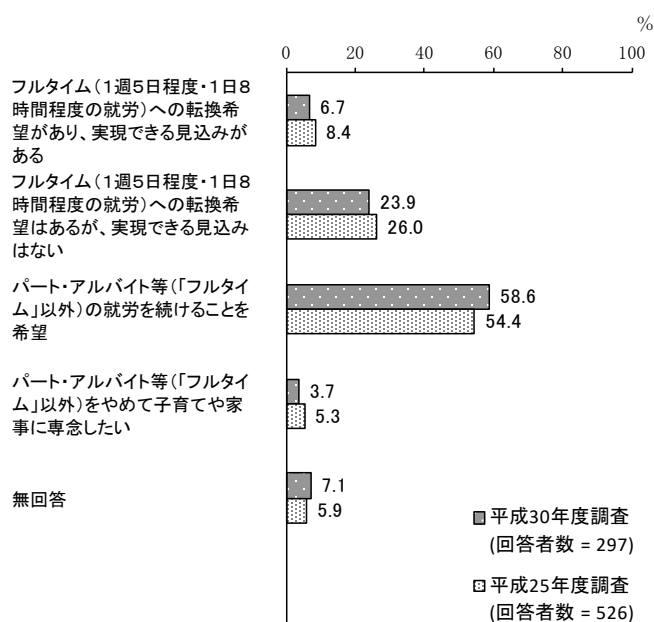
平成25年度調査と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が 58.6%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が 23.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

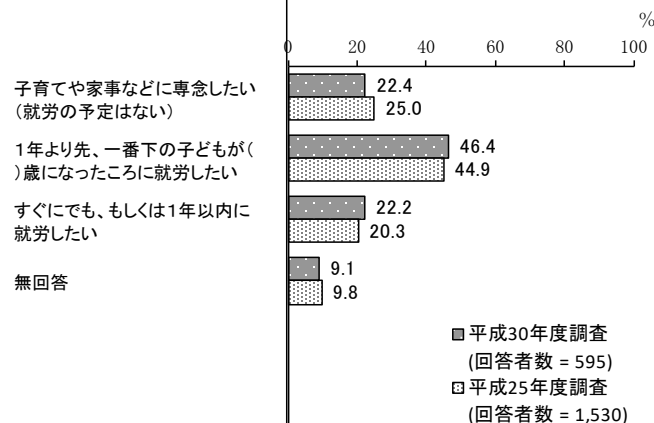


④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が 46.4%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」の割合が 22.4%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が 22.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

※（ ）歳は、回答者によって異なります。

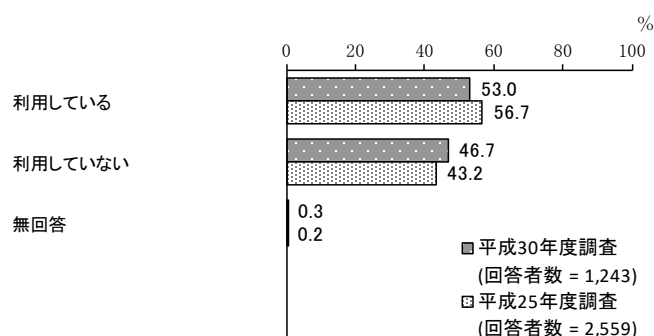


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が53.0%、
「利用していない」の割合が46.7%
となっています。

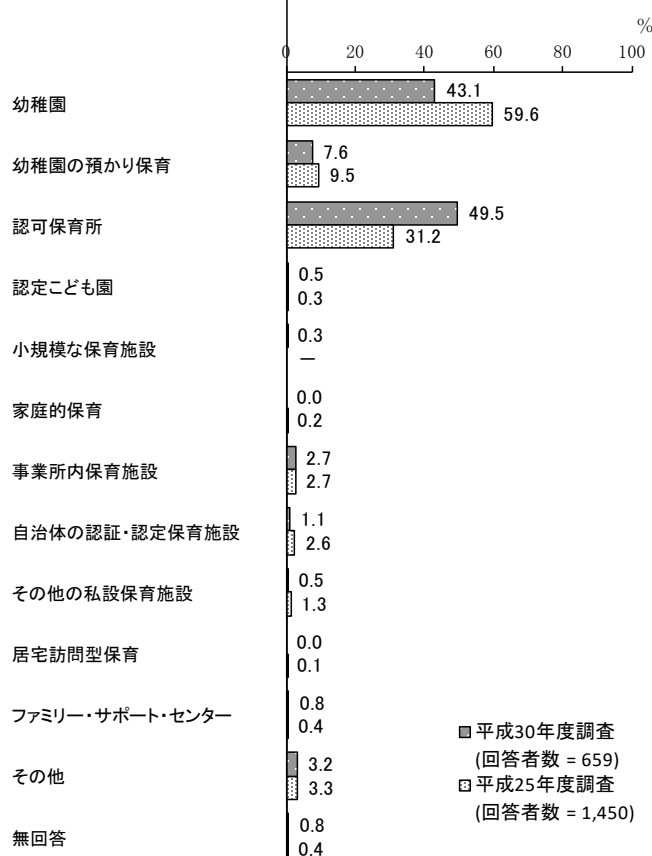
平成25年度調査と比較すると、大
きな変化はみられません。



② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「認可保育所」の割合が49.5%と
最も高く、次いで「幼稚園」の割合が
43.1%となっています。

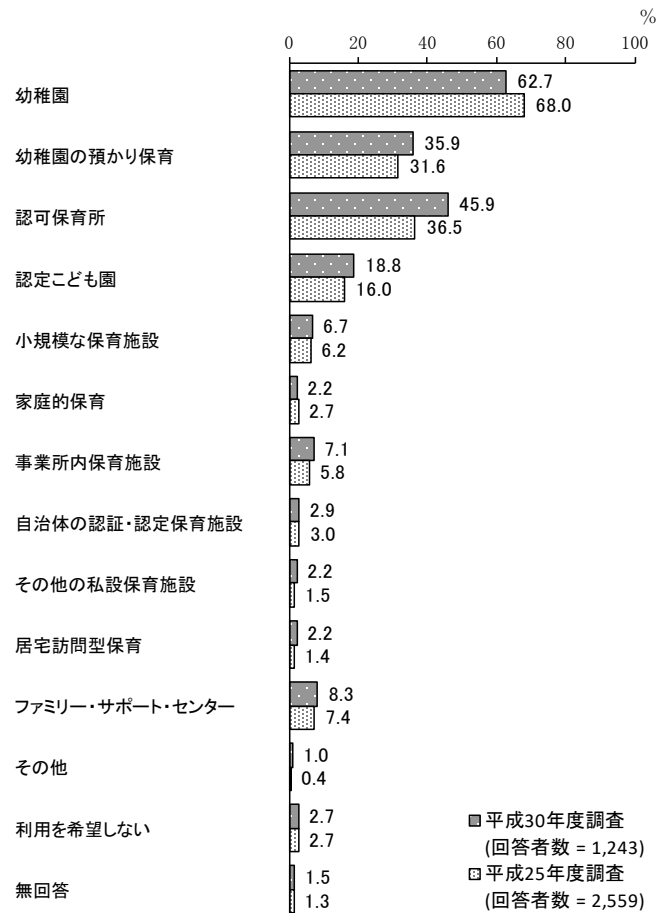
平成25年度調査と比較すると、「認
可保育所」の割合が増加しています。
一方、「幼稚園」の割合が減少していま
す。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「幼稚園」の割合が 62.7%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が 45.9%、「幼稚園の預かり保育」の割合が 35.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「認可保育所」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」の割合が減少しています。

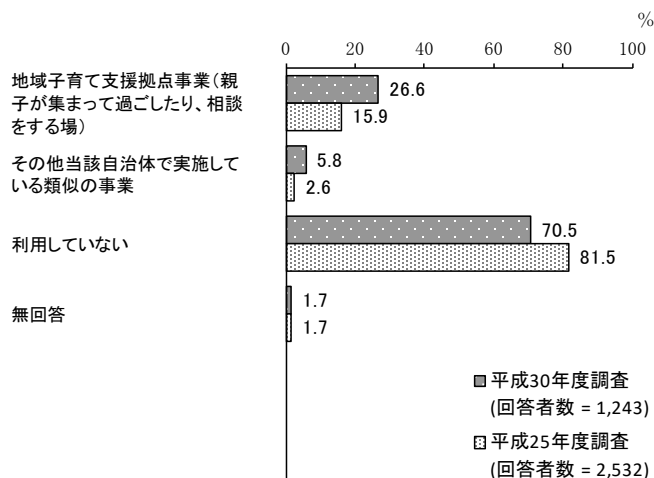


(3) 地域子育て支援拠点事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が70.5%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり、相談をする場)」の割合が26.6%となっています。

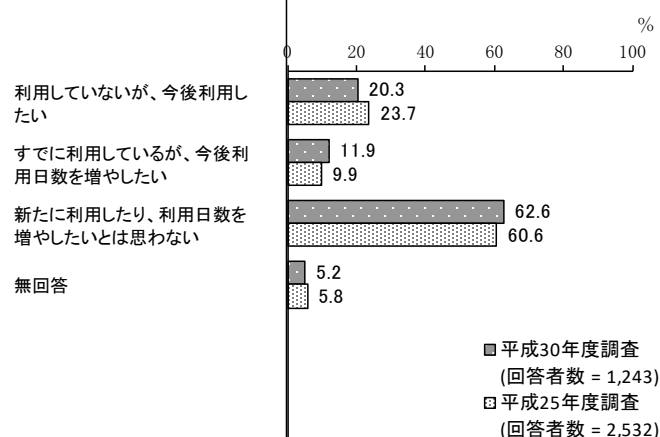
平成25年度調査と比較すると、「地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり、相談をする場)」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が62.6%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が20.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が11.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

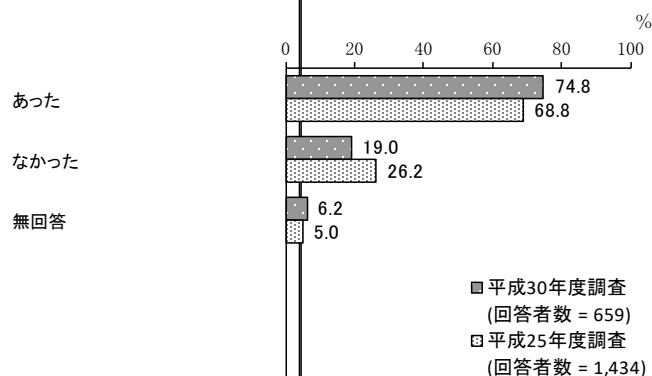


(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかったことの有無

「あった」の割合が74.8%、「なかった」の割合が19.0%となっています。

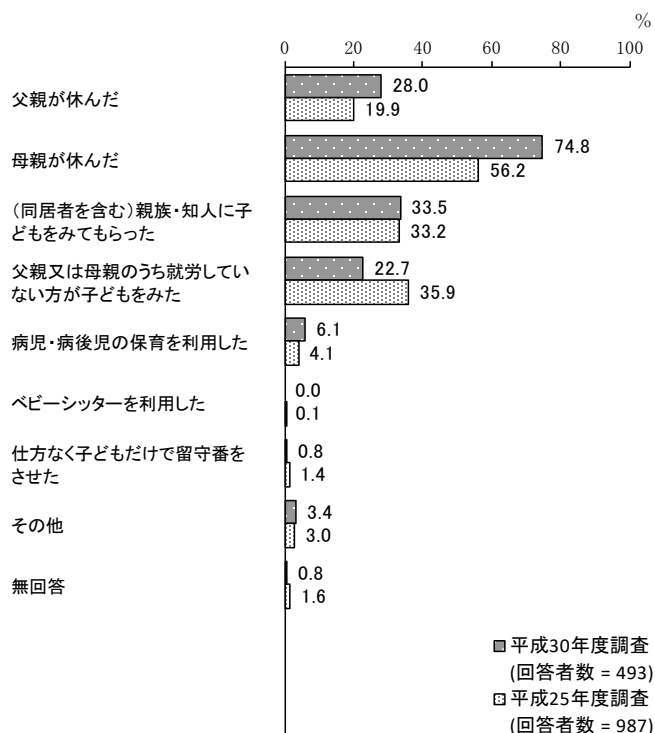
平成25年度調査と比較すると、「あった」の割合が増加しています。一方、「なかった」の割合が減少しています。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が74.8%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が33.5%、「父親が休んだ」の割合が28.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「父親が休んだ」「母親が休んだ」の割合が増加しています。一方、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が減少しています。

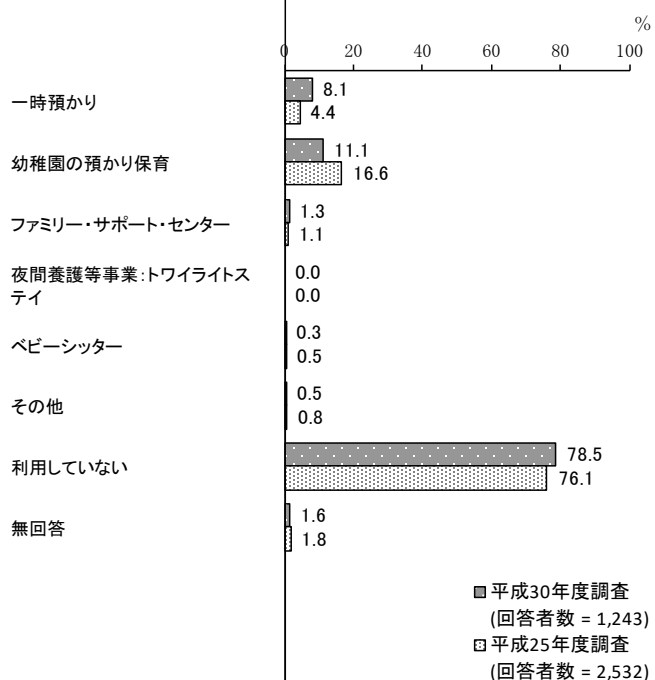


(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が78.5%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が11.1%となっています。

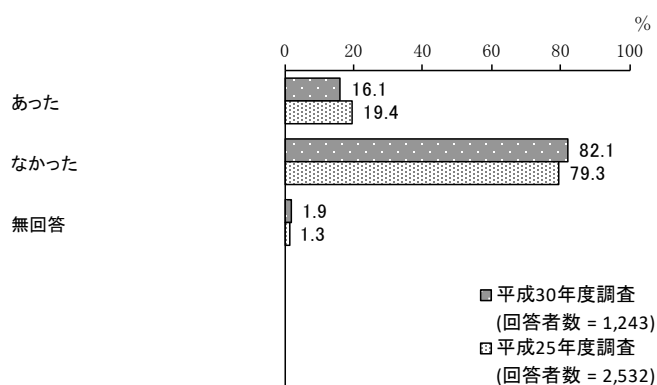
平成25年度調査と比較すると、「幼稚園の預かり保育」の割合が減少しています。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無

「あった」の割合が16.1%、「なかった」の割合が82.1%となっています。

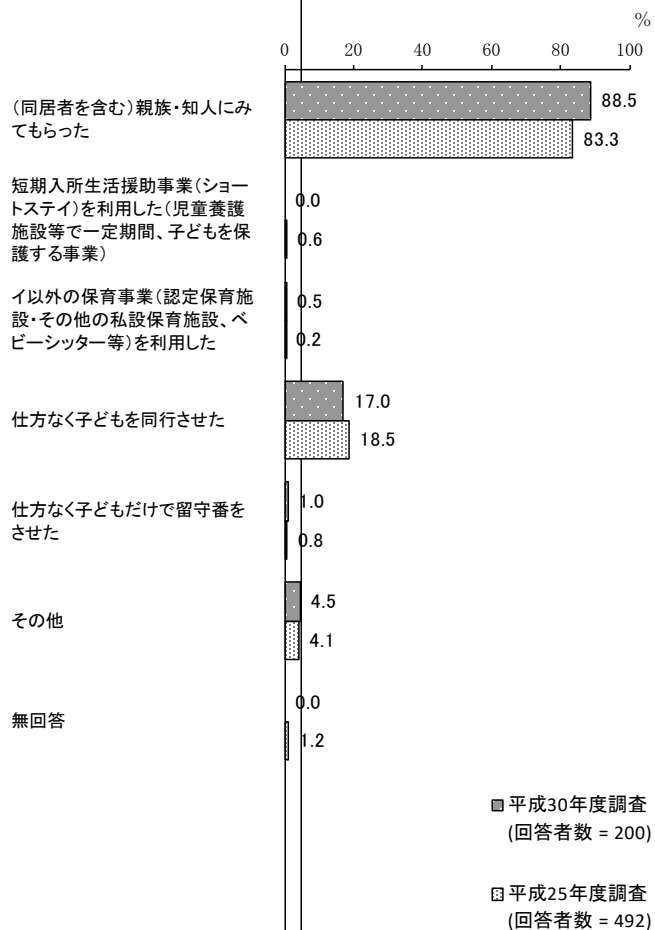
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



③ 宿泊を伴う一時預かり等の対応

「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」の割合が88.5%と最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」の割合が17.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」の割合が増加しています。

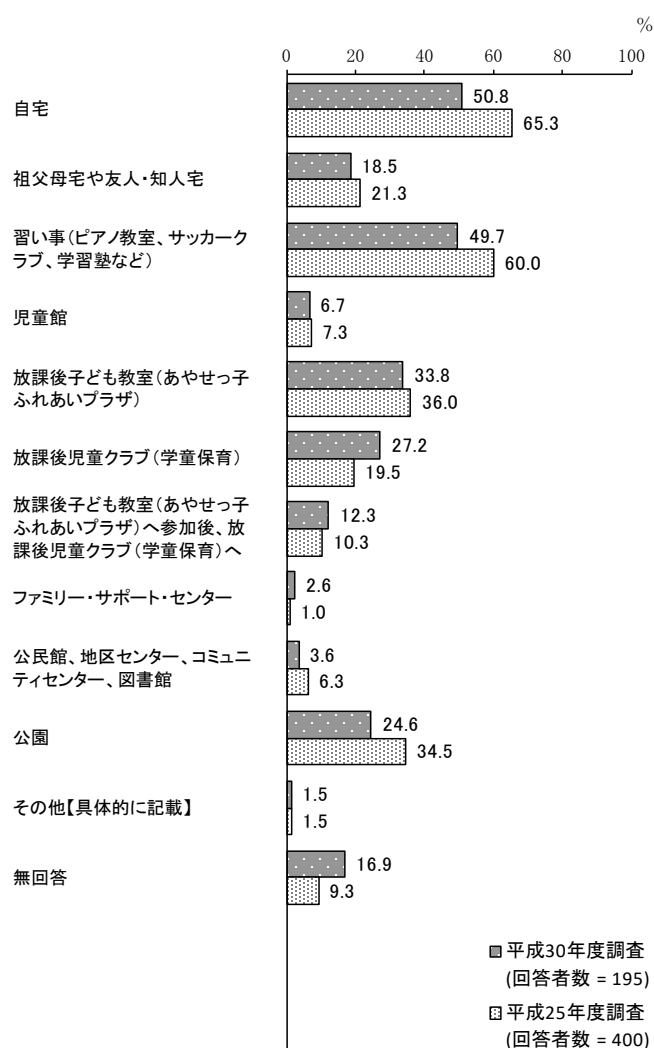


(6) 小学校就学後の過ごし方について

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が50.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が49.7%、「放課後子ども教室（あやせっ子ふれあいプラザ）」の割合が33.8%となっています。

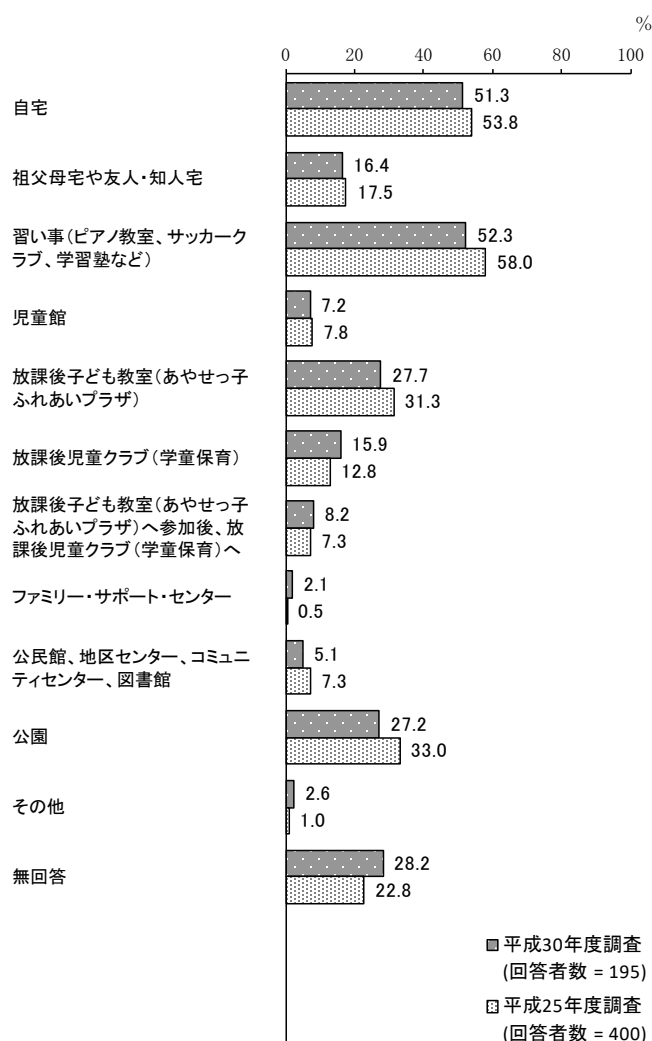
平成25年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が増加しています。一方、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「公園」の割合が減少しています。



② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が52.3%と最も高く、次いで「自宅」の割合が51.3%、「放課後子ども教室（あやせっ子ふれあいプラザ）」の割合が27.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「公園」の割合が減少しています。

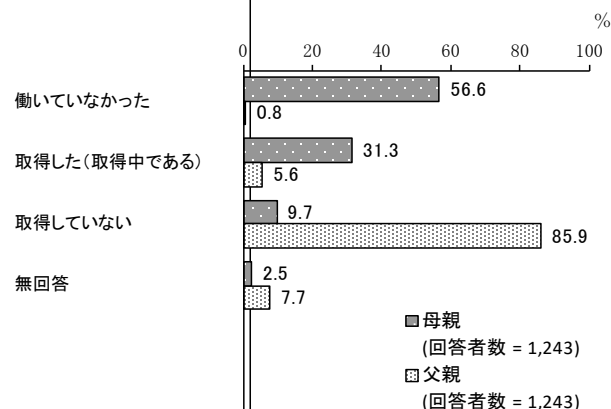


(7) 育児休業制度の利用状況について

① 育児休業の取得状況

母親では「働いていなかった」の割合が56.6%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」の割合が31.3%となっています。

父親では「取得していない」の割合が85.9%と最も高くなっています。

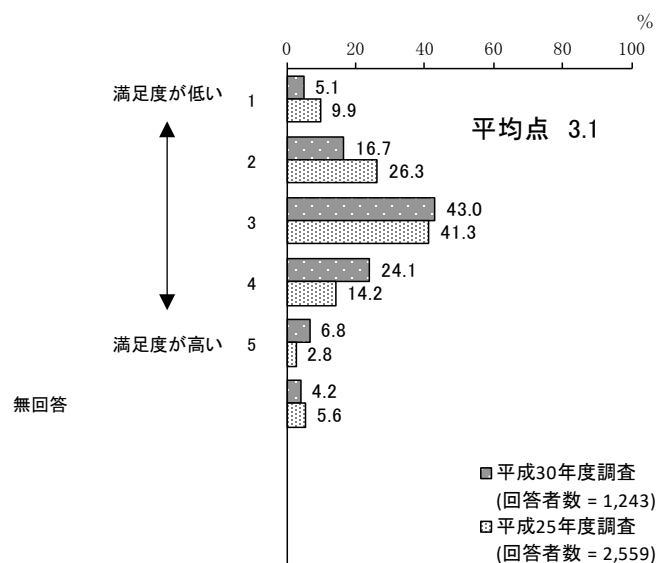


(8) 子育て全般について・・・・・・・・

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が43.0%と最も高く、次いで「4」の割合が24.1%、「2」の割合が16.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「4」の割合が増加しています。一方、「2」の割合が減少しています。





第3章 計画の基本理念、基本目標

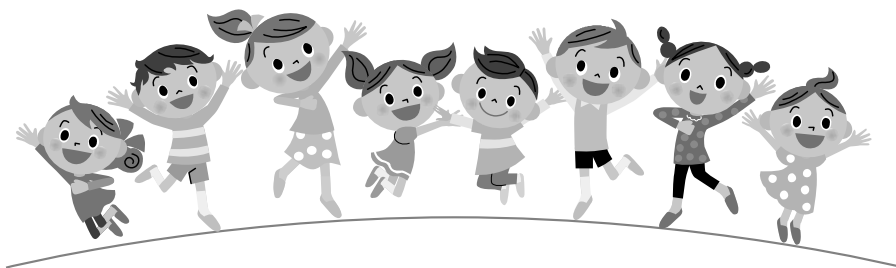
1 基本理念

本計画では、これからの綾瀬市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざして、次のように基本理念を定めます。



基本理念

子どもが健やかに生まれ育ち
安心して子育てのできる まちづくり



2 基本目標

(1) 子育てと仕事の両立支援・・・・・・・・

多様な保育サービスや放課後子ども総合プランを踏まえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、子育てしながら働き続けられるよう、仕事と家庭を両立しやすい環境づくりを推進するなど、誰もが仕事と生活の調和が取れた働き方ができる社会の実現に向けて取り組んでいきます。

(2) 子育てが楽しめる環境づくり・・・・・・・・

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することがないように、家庭環境などの変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援により、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めるとともに、外国籍の子育て世帯に対してもやさしい日本語や通訳サービスなどを活用した支援に取り組んでいきます。

また、安全な道路環境や防犯対策といった観点からも、子育てしやすく安心して外出できるまちづくりに取り組んでいきます。

(3) 個性と創造性を育む教育の充実・・・・・・・・

家庭教育や親の教育力の向上を図るとともに、人間形成の基礎を培う大事な時期における非認知能力の向上など、就学前教育の充実を図ります。また、豊かな心を持ち、自ら学ぶ力と社会の変化に主体的に対応できるたくましい人間の育成を目指し、各学校がその特質を生かした教育を推進します。

また、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、自然とのふれあいの場やさまざまな体験の機会などを提供し、豊かな人間性の醸成に取り組んでいきます。

(4) 要保護・要支援児童へのきめ細やかな取り組みの推進・・・・・・・・

子どもの権利が守られ、すべての子どもの健やかな成長と学び、自立に向けた支援に取り組んでいきます。

また、子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携した未然防止をはじめ、早期発見・対応に取り組むとともに、障がいのある児童等、特別な配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応や経済的な負担軽減の充実など、困難を抱える家庭への支援に取り組んでいきます。

(5) 子どもと家庭についての意識改革・・・・・・・・

子どもの権利の趣旨について、さまざまな機会を活用し、幅広く市民への啓発を行うとともに、男女が互いに尊重しあいともに支えあえる社会を実現するため、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる環境の整備に取り組んでいきます。

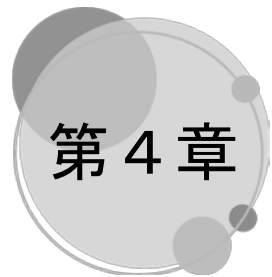
3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]



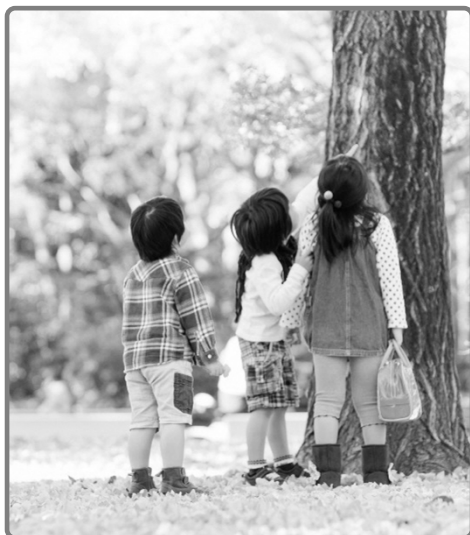


第4章 施策の展開

基本目標 1 子育てと仕事の両立支援

基本施策（1）多様な保育サービスの充実・・・・・・・・

多様化する保育ニーズに対応するため、低年齢児保育、一時預かり保育、病児保育等にかかるサービスを充実するなど、多様な教育・保育サービスを確保するとともに、保育人材の確保など保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。



【主な取り組み】

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
利用者支援事業 (保育コンシェルジュ)	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業などの中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市役所や地域子育て支援拠点などで相談を受け付けるなどの利用者支援を図ります。	2か所	継続実施	子育て支援課
子育て支援員研修	保育や子育て支援を担う多くの人材が必要となったことにより、子育て支援員研修を実施し、子育て支援員を養成します。	受講者の内 5名従事	継続実施	子育て支援課
外国語通訳者の派遣	市内の保育所に通っている外国籍の児童の保護者が安心して保育サービスが受けられるよう通訳者派遣を委託します。	2件	継続実施	子育て支援課

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
多言語翻訳機購入費補助事業	市内の保育所及び幼稚園に通っている外国籍の児童の保護者が安心して保育サービスが受けられるよう、多言語翻訳機を購入する施設に対し、購入費を補助します。	—	継続実施	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	生後3か月から小学校6年生までの子どもについて、子育ての援助を受けたい人（利用会員）に子育ての支援を行いたい人（援助会員）を紹介し、保育施設などへの送迎や子どもの一時預かりを援助会員の家で行うなど、会員同士で子育てを支援します。	会員494人 利用回数 延べ1,247件	継続実施	子育て支援課
通常保育事業	保護者の就労・疾病・介護などにより家庭で保育が困難な場合、保護者に代わって、一定の時間、保育所等で保育を実施します。	11園 定員数 1,054人	16園	子育て支援課
一時預かり事業	一時的に家庭での保育が困難となった場合に保育所で一時的に預かり、保育を実施します。	6園	6園	子育て支援課
時間外（延長）保育事業	保育所等の通常の保育時間を延長し、保育ニーズに対応します。	11園	16園	子育て支援課
病児保育事業	病気や病気の回復期の子どもで、保護者の就労などの理由で保護者が保育できない場合に、保育士及び看護師などがいる専用の保育室で保育を実施します。	0か所	1か所	子育て支援課
保育士研修事業	保育所職員の質の向上を図るため、専門知識や技術の取得を目的とした研修事業を実施します。	5回	継続実施	子育て支援課
保育士研修（非認知能力）	保育士が園児とのコミュニケーション手法を学ぶことにより、自発的な活動である遊びや生活の中で幼児期に育みたい資質や能力の向上を図ります。	2回	継続実施	子育て支援課
障がい児保育推進事業	保護者の就労・疾病・介護などにより家庭で保育が困難な場合、障がいがある子どもを、保護者に代わって、保育所で保育を実施する事業を推進します。	受け入れ可能な園11園	継続実施	子育て支援課

事業名	事業概要	平成30年度 実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
保育所運営費補助事業	民間保育所に運営費の一部を補助し、民間保育所の経営基盤を強化し、入所児童の処遇改善を図ります。	市内9園 市外14園 利用児童数 延べ10,139人	継続実施	子育て支援課
認可化移行運営費支援補助事業	認可を目指す認可外保育施設に運営費の一部を補助し、認可外保育施設で保育されている子どもの処遇改善を図るとともに、認可外保育施設の認可化を推進します。	0園	継続実施	子育て支援課
保育人材キャリアアップ研修に伴う代替保育士雇用経費補助金	保育士等が研修を受講しやすい環境を整えるとともに、保育士等が研修に参加している期間において保育の質の確保を図るため、市内の民間保育所において研修代替保育士を雇い上げる経費を補助します。	2園 21人	継続実施	子育て支援課
私立幼稚園の預かり保育補助事業	通常教育時間の前後や長期休業中などに、保護者の要請などに応じて、預かり保育を行います。また、預かり時間を拡充する幼稚園に対し、必要な経費を補助します。	9園（うち2園は幼稚園型一時預かり事業）	継続実施	子育て支援課
私立幼稚園の2歳児預かり補助事業	保育に必要な2歳児の預かり保育を行う私立幼稚園に対し、必要な経費を補助します。	—	継続実施	子育て支援課
幼児教育・保育無償化事業	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児から5歳児までの子ども、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの子どもの利用料が無償化される事業を実施します。	—	継続実施	子育て支援課
実費徴収に係る補足給付事業	幼児教育・保育無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園の利用者で、年収360万円未満相当世帯の子ども及び所得階層にかかわらず第3子以降の子どもを対象に、食材料費（副食費）を補助します。	—	継続実施	子育て支援課

基本施策（２）放課後児童の健全育成・・・・・・・・・・

共働き家庭などの「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室（あやせっ子ふれあいプラザ）事業の一体的又は連携による事業実施を推進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
あやせっ子ふれあいプラザ事業	放課後の学校施設の一部を利用し、全児童を対象に地域の人と協力しながら「遊び場」、「仲間」、「時間」を確保し、人間形成の基本的な資質である社会性、自主性、創造性を養う事業を実施します。	全校 (10プラザ) 実施	継続実施	青少年課
放課後児童健全育成事業	仕事や病気などの理由で昼間保護者が家庭にいない児童に対し、放課後などに保護者に代わって適切な保育を実施します。	10小学校区 17クラブ	10小学校区 19クラブ	青少年課
児童館運営事業	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにするため児童館の施設整備と維持管理を行います。	3 児童館 305日 延べ33,056人	継続実施	青少年課
民設放課後児童クラブ保育料助成事業	民設放課後児童クラブに入所する多子世帯、生活困窮世帯の負担軽減を図るため、保育料の一部または全額を助成します。	助成世帯数 非課税世帯 等：47件 兄弟入所世帯：80件	継続実施	青少年課
放課後児童支援員等養成事業	子育て支援分野に必要な知識と技能を修得した「子育て支援員」を養成する子育て支援員研修を市で実施するほか、県が実施する研修に派遣し、人材確保に努めます。	子育て支援員 研修受講者： 1人	継続実施	青少年課
放課後児童クラブの整備	利用ニーズを把握しながら放課後児童クラブの整備の必要性について検討します。	土棚小に公設 クラブを開 設、民設3ク ラブへの移 転、拡充支援	継続実施	青少年課
放課後児童クラブとあやせっ子ふれあいプラザとの一体的又は連携による実施のための具体的方策	あやせっ子ふれあいプラザで実施する活動プログラムに、放課後児童クラブの児童も参加することで両事業の一体的又は連携による事業を実施します。	公設・民設ク ラブでプラザ との一体的又 は連携により 実施	継続実施	青少年課

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
余裕教室の活用に向けた具体的な取り組み	放課後児童クラブ及びあやせっ子ふれあいプラザへの余裕教室活用について、教育委員会や小学校長と十分な協議を行います。	綾瀬小、落合小、土棚小に公設クラブを運営、全校(10プラザ)実施	継続実施	青少年課
教育委員会との連携強化	公設放課後児童クラブ及びあやせっ子ふれあいプラザの運営において、教育委員会(学校)と事前に施設運営にかかるルール等の策定や各プラザ運営委員会への学校関係者の参加等により、事業が円滑に進むよう密接な連携を図っていきます。	綾瀬小、落合小、土棚小に公設クラブを運営、全校(10プラザ)実施	継続実施	青少年課
開所時間延長に向けた取り組み	民設放課後児童クラブに対し、利用者のニーズに合った開所時間の設定がされるよう支援していきます。	開所時間の延長を行うクラブへの補助	継続実施	青少年課
あやせっ子ふれあい未来塾	パートナーや豊富な経験や技能を持つ地域の方を講師として招き、想像力と好奇心を育む多様なプログラムを通して、子どもの持つ才能・可能性をひろげます。	全校(10プラザ)実施	継続実施	青少年課
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	特別な配慮を必要とする児童への接し方などに関する研修や、障害児受入加算補助を行っています。	障害児の受入を行っているクラブへの補助	継続実施	青少年課
放課後児童クラブが放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	放課後児童支援員等の資質向上のための研修の充実を図っていきます。	施設指導者研修会4回開催	継続実施	青少年課
放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	市のホームページや広報紙による周知を継続するとともに、学校や地域などとの連携を深めていくよう指導していきます。	ホームページ及び広報誌へ掲載	継続実施	青少年課

基本施策（3）子育てしやすい就労環境づくり・・・・・・・・

男女がともに働き方や家庭内での分担を考え、家事や子育てをしていくことが必要です。家庭内のことは、女性に負担が偏りがちになりますが、男性も家事や子育てを自然と受け入れていけるよう啓発などの取り組みを行っていきます。

また、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を踏まえ、事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進するとともに、多様な保育サービスの展開など、子育てと仕事の両立を可能にするための環境づくりに努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画社会の実現を目指すための啓発情報誌を発行します。	年1回	継続実施	企画課
母親・父親教室	妊娠・出産の基礎知識の普及と仲間づくりや支援センターの見学会を行います。	年4コース	継続実施	健康づくり推進課
妊婦健康相談	母子健康手帳発行時にセルフプランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまでの相談を行います。	全数	継続実施	健康づくり推進課
マタニティマークの啓発	妊産婦にやさしい環境づくりのため、母子健康手帳発行時にキーホルダーの配布を行います。	全数	継続実施	健康づくり推進課
子育て支援センター事業	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	3か所 利用者数 延べ12,715組 28,022人 子育て相談件数 延べ1,802件	継続実施	子育て支援課
育自講座	子どもから気付かないうちに成長という愛をもらっていること、子育てをすることで自分自身も育てられていることを絵本や音楽を通して親子が触れ合いながら学ぶことで、父親・母親としての成長を図ります。	1回	継続実施	子育て支援課
仕事と家庭生活の調和の推進	ワーク・ライフ・バランス促進のため、関係機関からのチラシを配架します。またワーク・ライフ・バランス情報をホームページに掲載します。	ホームページ掲載	継続実施	工業振興企業誘致課

事業名	事業概要	平成30年度 実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
公民館講座事業 (子育て学習 講座)	子育て中の保護者を対象に子育てに必要な基礎知識を学習するとともに、保護者同士が悩みや喜びを共有し、仲間づくりのきっかけとします。	5講座 16日間86人 延べ228人	継続実施	生涯学習課 (中央公民館)

基本目標 2 子育てが楽しめる環境づくり

基本施策（1）地域における子育て家庭への支援・・・・・・・・

地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、子育て支援センターを拠点とした地域における支援のネットワークづくりを進め、多様な子育て支援サービスや情報の提供をはじめ、地域への啓発活動や人材育成、関係機関等との連携を図りながら地域における総合的な子育て支援体制づくりに努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
利用者支援事業 (保育コンシェルジュ) (再掲)	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業などの中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市役所や地域子育て支援拠点などで相談を受け付けるなどの利用者支援を図ります。	2か所	継続実施	子育て支援課
子育て支援センター事業 (再掲)	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	3か所 利用者数 延べ12,715組 28,022人 子育て相談件数 延べ1,802件	継続実施	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業 (再掲)	生後3か月から小学校6年生までの子どもについて、子育ての援助を受けたい人（利用会員）に子育ての支援を行いたい人（援助会員）を紹介し、保育施設などへの送迎や子どもの一時預かりを援助会員の家で行うなど、会員同士で子育てを支援します。	会員494人 利用回数 延べ1,247件	継続実施	子育て支援課
一時預かり事業 (再掲)	一時的に家庭での保育が困難となった場合に保育所で一時的に預かり、保育を実施します。	6園	継続実施	子育て支援課
親子で楽しむランチ会	親子で一緒に簡単な調理を楽しみながら、食への興味を高め、栄養バランスの取れた食の体験や簡単な調理のメニューを知ること、規則正しい食生活や栄養バランスの取れた食事の大切さを学びます。	10回	継続実施	子育て支援課 健康づくり 推進課

事業名	事業概要	平成30年度 実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
食生活改善推進 協議会事業	食育・地産地消の普及啓発のためのレクリエーションと試食を行います。	1回	継続実施	健康づくり 推進課 農業振興課
公民館講座事業 (子育てサロン)	季節に応じた遊びをとおして、親子のふれあい、育児の楽しさを学びます。また、参加者同士の交流と子育ての情報交換を図ります。	3講座18日間 延べ644人	継続実施	生涯学習課 (中央公民館)

基本施策（２）子育ての相談・情報提供体制の充実・・・・・・・・

子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。また、子育てに関する情報をきめ細かく提供するために、さまざまな媒体を活用し、常に新しい情報を発信していきます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
市役所窓口での通訳サービス	外国人市民の市役所窓口での手続きや相談などに対応するため、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語の行政通訳員を配置します。	ポルトガル語 毎月1回 スペイン語 毎月1回 ベトナム語 毎月1回	継続実施	企画課
「あやせいいき健康だより」の発行	健診、相談などの事業内容を掲載し、情報発信を行います。	年1回発行	継続実施	地域包括ケア推進課
青少年相談事業	ひきこもりや不登校、対人関係、家庭生活、家族問題など非行や身上問題などで悩みを抱える16歳から概ね29歳までの青少年や若者、又は保護者などからの相談に応じます。	相談員2人 相談件数 54件	継続実施	青少年課
青少年相談員の講師派遣、訪問相談	市内の高校などからの個別的な支援が必要な生徒などについて学校関係者からの相談に応じます。また、関係者からの要請により、家庭などを訪問して面接相談を行います。	相談員 2人	継続実施	青少年課
利用者支援事業 (保育コンシェルジュ) (再掲)	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業などの中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市役所や地域子育て支援拠点などで相談を受け付けるなどの利用者支援を図ります。	2か所	継続実施	子育て支援課
子育て支援センター事業 (再掲)	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	3か所 利用者数延べ12,715組 28,022人 子育て相談件数 延べ1,802件	継続実施	子育て支援課

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
楽しく子育てしよう～イライラ子育てからの脱出～ 親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！(愛称：BP)”	子どもの褒め方やしつけについてわかりやすく学び、子育てのイライラやストレスを減らす方法を学びます。 0歳児を初めて育てている母親のための仲間・きずな・学びの参加型プログラムによりこれからの子育てに必要な知識を学びます。	2日間講座 4回実施 延べ21名参加 4週連続講座 2回実施 16組参加	継続実施	子育て支援課
子育て支援情報誌の発行	子育てに関する情報をまとめた「子育てハンドブック」の配布を行います。	「あやびいの子育て応援Book」の随時配布	継続実施	子育て支援課
「あやせのこそだてしえん」の発行	子どもが生まれたときや転入してきたときなどに各種手当や助成事業、子育て相談など具体的な案内をするための冊子を発行します。	1回	継続実施	子育て支援課
利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)	妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的な相談を行います。	1か所	継続実施	健康づくり推進課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児を対象に訪問を実施します。	569人	継続実施	健康づくり推進課
フォロー教室 (なかよしサークル)	健診で言葉の発達などにより継続支援が必要な幼児の相談を行います。	23回	継続実施	健康づくり推進課
健診時等心理相談事業	健診で言葉などの発達が心配な幼児を対象に臨床心理士による相談を行います。	1歳6か月 健診12回 3歳6か月 健診12回	継続実施	健康づくり推進課
5歳児発達相談事業	就学前の子どもの成長発達を確認し、軽度発達障害がある場合には相談機関につなげます。	受診率 58.8%	継続実施	健康づくり推進課
いきいき健康・食事相談	育児と栄養に関する電話と来所相談を行います。	2,997件	継続実施	健康づくり推進課
特別支援教育相談事業	支援を必要とする児童・生徒の就学についての相談を行います。保護者に通常の学級、ことばの教室、特別支援学級、特別支援学校を案内し、適切な就学先の決定に向けた支援を行います。	相談員 2人	継続実施	教育指導課
教育相談事業	不登校、生活、学習、進路、学校・学級経営など、教育全般に関するさまざまな悩みや相談に応じ、相談者が抱える問題解決に向けて支援を図ります。	1か所 相談件数 845件	継続実施	教育研究所

事業名	事業概要	平成30年度 実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
スクールカウンセラー派遣事業	小学校全校に市雇用の心理士の資格を有する教育心理相談員をスクールカウンセラーとして、中学校全校には県派遣のスクールカウンセラーを配置します。	小学校10校へ教育心理相談員4人を週1回派遣 相談件数 5,423件	継続実施	教育研究所
スクールソーシャルワーカー派遣事業	教育、社会福祉の両面で専門的知識を持つスクールソーシャルワーカーを全ての中学校区に拠点勤務で配置します。(原則週1回)	中学校4校に配置、県配置と合わせて全小・中学校に対応 対応件数 979件	継続実施	教育研究所

基本施策（3）外国籍家庭への支援・配慮・・・・・・・・

言葉や文化の違いにより不安にならないよう、外国籍家庭の子どもやその家族に対して支援をすることが必要です。

言葉の違いによるコミュニケーション不足からくる問題に対して、小・中学校では担任と協力しながら当該児童・生徒の実態に合わせ、日常生活に必要な初歩的な日本語指導を行っています。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
市役所窓口での通訳サービス (再掲)	外国人市民の市役所窓口での手続きや相談などに対応するため、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語の行政通訳員を配置します。	ポルトガル語 毎月1回 スペイン語 毎月1回 ベトナム語 毎月1回	継続実施	企画課
子ども向け日本語ボランティア教室の支援	外国籍の児童（主に綾北小・天台小学区）を対象に、日本語の学習支援を行う市内ボランティア教室を支援します。	毎週1回	継続実施	企画課
市役所窓口及び学校現場での音声翻訳システムの活用	自治体窓口及び学校業務向けに開発された音声翻訳システムを市役所窓口及び小・中学校に配備し、「言葉の壁」の低減に取り組みます。	市役所 7台 小中学校 —	継続実施	企画課 教育総務課
やさしい日本語の活用	市役所窓口の会話及び重要な通知文書等において、「やさしい日本語」の活用を促進し、「言葉の壁」の低減に取り組みます。	—	継続実施	企画課 及び各課
外国語通訳者の派遣 (再掲)	市内の保育所に通っている外国籍の児童の保護者が安心して保育サービスが受けられるよう通訳者派遣を委託します。	2件	継続実施	子育て支援課
多言語翻訳機購入費補助事業 (再掲)	市内の保育所及び幼稚園に通っている外国籍の児童の保護者が安心して保育サービスが受けられるよう、多言語翻訳機を購入する施設に対し、購入費を補助します。	—	継続実施	子育て支援課
日本語指導協力者派遣事業	外国につながる子どもの学校生活への適応と日本語能力の育成を図るため、国際教室設置校を拠点に日本語指導協力者を派遣します。	日本語指導協力者15人 (11ヶ国語)	継続実施	教育指導課

基本施策（４）子育て家庭への経済的支援・・・・・・・・

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、医療費助成など、現在行っている施策を含め、より一層の充実に向け取り組むとともに児童手当、就学援助金、奨学金の給付など子育て家庭への経済的支援策の財源確保について、国・県に働きかけていきます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
出産育児一時金	国民健康保険被保険者の出産育児に対して、経済的な軽減を図るため、出産育児一時金を支給します。	124人	継続実施	保険年金課
民設放課後児童クラブ保育料助成事業 (再掲)	民設放課後児童クラブに入所する多子世帯、生活困窮世帯の負担軽減を図るため、保育料の一部または全額を助成します。	助成世帯数 非課税世帯等：47件 兄弟入所世帯：80件	継続実施	青少年課
児童手当	中学校修了前までの子どもを養育している保護者へ手当を給付することにより、子育て家庭への経済的な支援をします。	児童手当 6,373世帯 (6月支給時点)	継続実施	子育て支援課
小児医療費助成事業	中学校3年生修了前の子どもが医療機関にかかった場合、健康保険の自己負担分を助成します。	通院・入院： 中学生まで (H29.7～) 対象人数 11,226人 (3月末時点)	継続実施	子育て支援課
紙おむつ等支給事業	多子世帯の経済的負担軽減を図るため、第2子以降の0歳児を養育している保護者等に対し、月額3,500円を上限におむつ代等を助成します。	申請者368人 申請率99.7%	継続実施	子育て支援課
子育て用品購入費助成事業	子育てに要する経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりを推進するため、第1子の乳児（1歳未満）を養育している保護者等に対し、子育てに必要な用品の購入費の一部を助成します。	助成実績 164人	継続実施	子育て支援課
幼児教育・保育無償化事業 (再掲)	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児から5歳児までの子ども、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの子どもの利用料が無償化される事業を実施します。	—	継続実施	子育て支援課

事業名	事業概要	平成30年度 実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
実費徴収に係る 補足給付事業 (再掲)	幼児教育・保育無償化に伴い、 新制度に移行していない幼稚園の 利用者で、年収360万円未満相当 世帯の子ども及び所得階層にかか わらず第3子以降の子どもを対象 に、食材料費(副食費)を補助しま す。	—	継続実施	子育て支援課
妊産婦健康診査 費用助成	妊産婦健康診査の補助券を発行し、 費用の一部を助成します。	妊婦健診： 14回 産婦健診： 2回	継続実施	健康づくり 推進課
奨学金給付事業	経済的理由により高等学校などでの 就学が困難な生徒の保護者に対し て、学費の一部を援助します。	給付対象者 延べ170人	継続実施	学校教育課
要保護及び準要 保護児童生徒就 学援助事業	経済的理由により就学が困難な 児童・生徒の保護者に対し、就学 に必要な費用の一部を援助しま す。	要保護生活保 護世帯100% (69人) 準要保護 申請・審査で 給付	継続実施	学校教育課

基本施策（5）母子保健・医療体制の充実・・・・・・・・

子どもの成長発達段階での健康診査や相談を通して、疾病の早期発見、早期治療・療育につなげるとともに、妊娠期からの相談事業や健康教育を通じて、育児不安の軽減を図ります。

また、母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組むことで、子どもの健やかな成長や発達を支援します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
子育て支援センターにおける食に関する学習の機会	綾瀬市児童福祉施設における食育実施基準に基づき、家庭で保育を行う保護者に食育を実施します。栄養相談や食育講話を行い、食事面から子育てを支援します。	・健康支援 (支援センター・綾南サロン室・大上サロン室) 年36回 ・赤ちゃんデー 年51回 ・赤ちゃんサロン年11回 ・食育講座 年6回	継続実施	子育て支援課
保育所・もみの木園における栄養士、保育士などによる食に関する学習の機会	綾瀬市児童福祉施設における食育実施基準に基づき、保育所在園児と保護者に対して食育を実施し、園児の食を営む力の基礎を育みます。	・五感を育む食育講話等 毎月1回×3園 ・食事のマナー等 毎食×3園 ・地場産物生産者との交流 ×2園 (年1回×2園) ・行事食テーマ 献立34回 ×3園	継続実施	子育て支援課 障がい福祉課
親子で楽しむランチ会 (再掲)	親子で一緒に簡単な調理を楽しみながら、食への興味を高め、栄養バランスの取れた食の体験や簡単な調理のメニューを知ること、規則正しい食生活や栄養バランスの取れた食事の大切さを学びます。	10回	継続実施	子育て支援課 健康づくり推進課
妊産婦健康診査費用助成 (再掲)	妊産婦健康診査の補助券を発行し、費用の一部を助成します。	妊婦健診： 14回 産婦健診： 2回	継続実施	健康づくり推進課

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
乳幼児健診	乳幼児対象の健診時（4～5か月、8～10か月児、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳6か月児）、育児・栄養相談を行います。	各12回	継続実施	健康づくり推進課
乳幼児、小・中学生の予防接種	予防接種法に基づく定期接種を行います。	15,316人 (接種率89.8%)	継続実施	健康づくり推進課
妊婦健康相談 (再掲)	母子健康手帳発行時にセルフプランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまでの相談を行います。	全数	継続実施	健康づくり推進課
乳児家庭全戸訪問事業 (再掲)	生後4か月までの乳児を対象に訪問を実施します。	569人	継続実施	健康づくり推進課
1歳児歯科育児相談	口腔内観察、歯磨き指導、育児・栄養相談を行います。	12回	継続実施	健康づくり推進課
子ども健康相談	発育発達などについての育児・栄養相談を行います。	24回	継続実施	健康づくり推進課
いきいき健康・食事相談 (再掲)	育児と栄養に関する電話と来所相談を行います。	2,997件	継続実施	健康づくり推進課
母親・父親教室 (再掲)	妊娠・出産の基礎知識の普及と仲間づくりや支援センターの見学会を行います。	年4コース	継続実施	健康づくり推進課
妊産婦・乳幼児支援情報管理システム事業	乳幼児訪問や健診等の情報をデータベースとして、関係部署での横断的な情報共有と相談支援体制の充実を図ります。	乳幼児健診部分 561,194件 予防接種部分 501,350件	継続実施	健康づくり推進課
乳幼児健診・予防接種メール配信サービス	メール登録により、乳幼児健診や予防接種や子育て情報をご案内します。健康情報を一覧で管理できる「マイME-BYOカルテ」と連携ができ、健康記録・管理が行います。	登録:2,409件 (H31.3.31末)	継続実施	健康づくり推進課
産婦健康診査・産後ケア事業	産後2週間、1か月の健康診査の助成と母親の身体的回復と心理的な安定支援のための産後ケア事業を実施します。	産婦健診 398人 産後ケア 実20人 延83回	継続実施	健康づくり推進課
離乳食ゴックン教室 離乳食カミカミ教室	離乳食の作り方についての講話と試食、発育発達の確認、仲間づくりを行います。	各6回	継続実施	健康づくり推進課
フォロー教室(なかよしサークル) (再掲)	健診で言葉の発達などにより継続支援が必要な幼児の相談を行います。	23回	継続実施	健康づくり推進課
小児救急医療	24時間365日の二次救急医療体制を維持します。	100%	継続実施	健康づくり推進課
5歳児発達相談事業 (再掲)	就学前の子どもの成長発達を確認し、軽度発達障害がある場合には相談機関につなげます。	受診率 58.8%	継続実施	健康づくり推進課

事業名	事業概要	平成30年度 実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)	妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的な相談を行います。	1か所	継続実施	健康づくり 推進課
栄養教諭・学校 栄養職員による 支援	学校訪問、保護者試食会、給食センター見学时などにおいて食育指導を行います。	学校訪問による指導 主に小学校 2・5学年 67クラス 中学校2学年 10クラス 保護者試食会 10校13回 小学校1年生 事前指導 10校25クラス 給食センター 見学时の指導 4校12クラス	継続実施	学校教育課

基本施策（6）子どもが安全で安心して過ごせる環境づくり・・・・・・・・

公共施設、道路、公園などの整備や改修時には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、ベビーカーでの親子連れや、障がい者が利用しやすい環境整備を推進します。

また、子どもたちが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、地域の防犯体制の強化等を図るとともに、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
交通安全教育事業	幼稚園・保育所及び小・中学校からの要請に基づき、交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図ります。	小・中学校 11回 幼稚園・保育所 12回	継続実施	市民協働課
通学路交通安全対策事業	学校・PTAからの要望を受け、市役所内関係各課と協議を重ね、通学路の安全確保が図られるよう対策を進めます。 また、横断歩道や信号機などの交通安全施設整備については、大和警察署と連携を図り、児童生徒の安全確保を図ります。	通学路における通学児童の交通安全対策、通学路へ防護柵、再カラー舗装、区画線などを設置し、交通安全施設を整備	継続実施	市民協働課 道路管理課 学校教育課
ドリームプレイウッズ事業	地域の自然環境を活用し、子どもに自然体験の機会を設け自由な遊びをとおして、自主性・創造性を育む拠点としての森の遊び場づくりを支援します。	子どもの冒険遊び場 来森者数 18,000人	継続実施	青少年課
児童館運営事業 (再掲)	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにするため児童館の施設整備と維持管理を行います。	3 児童館 305日 延べ33,056人	継続実施	青少年課
あやせっ子ふれあいプラザ事業 (再掲)	放課後の学校施設の一部を利用し、全児童を対象に地域の人と協力しながら「遊び場」、「仲間」、「時間」を確保し、人間形成の基本的な資質である社会性、自主性、創造性を養う事業を実施します。	全校 (10プラザ) 実施	継続実施	青少年課
あやせ110番の家事業	子どもなどが不審者から危険を感じたとき緊急避難のできる「あやせ110番の家(市民協力)」を市内各所に設置します。	874か所	継続実施	青少年課

事業名	事業概要	平成30年度 実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
街頭補導活動 事業	下校時間後に市内の主要箇所を巡回することにより、喫煙、不健全な遊びなどの不良行為をしている子どもに注意、指導を実施します。	相談員 1 人 135回	継続実施	青少年課
保育所の園庭 開放	開放日に保育所の園児と一緒に体操をしたり、自由に遊んだりするなど、地域の子育て交流の場として園庭を開放します。	9園	9園	子育て支援課
都市公園設置 事業	子どもが安全で安心して遊べる遊具を提供し、憩いと安らぎの場として魅力ある公園整備を推進します。また、遊具などの公園施設の点検、修繕を実施し、適正な維持管理を行います。	寺尾本町公園、綾西公園、風車公園、小園西公園、小園東公園の複合遊具、ブランコ、スプリング遊具、アスレチック遊具を更新	継続実施	みどり公園課
防犯ブザー貸与 事業	登下校の安全確保のため、毎年小学校新1年生全員に防犯ブザーを配付することにより、全児童が防犯ブザーを携帯できるようにします。	小学校の新入学1年生を対象とし、学校に792個貸与。	継続実施	教育総務課

基本目標 3

個性と創造性を育む教育の充実

基本施策（1）家庭教育・未就学児教育・学校教育の充実・・・・・・・・

親としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、非認知能力を高める講座や地域家庭教育講座などの家庭教育に関する情報などの学習機会の提供等を通して、家庭の教育機能を高めます。

また、多くの時間を過ごす教育・保育の場で質の高い就学前教育の充実を図るとともに、小・中学校においては、授業改善による基礎・基本の確実な定着を目指し、学ぶ意欲を育てるための校内研究体制の充実に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
コミュニケーション力養成講座	乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、「生きる力」を育むため、他の人とうまく関わる力、目標に向かってがんばる力、感情をコントロールする力などの非認知能力を身につけます。	年5回 延べ96組	継続実施	子育て支援課
私立幼稚園施設整備費補助事業	幼稚園の設備整備について補助し、より良好な環境のもとで幼児教育の推進を図ります。	9園	継続実施	子育て支援課
私立幼稚園特別支援教育費補助事業	障がい児を受け入れる幼稚園に補助を行い、特別支援教育を推進します。	3園（5人）	継続実施	子育て支援課
子育て支援センター事業 (再掲)	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	3か所 利用者数 延べ12,715組 28,022人 子育て相談 件数 延べ1,802件	継続実施	子育て支援課
学習支援者派遣事業	通常の学級に在籍し、支援を必要とする児童・生徒の学習支援として、チームティーチングや個別指導を行う人材を小・中学校に派遣します。	15校18人分 (各校1人＋ 学校の状況に 応じて配置)	継続実施	教育指導課
特別支援教育相談事業 (再掲)	支援を必要とする児童・生徒の就学についての相談を行います。保護者に通常の学級、ことばの教室、特別支援学級、特別支援学校を案内し、適切な就学先の決定に向けた支援を行います。	相談員 2人	継続実施	教育指導課

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
介助員派遣事業	特別支援学級に在籍する児童・生徒の生活を円滑にするとともに、安全を確保することができるよう、小・中学校に介助員を配置します。	看護介助員1人を含む介助員28人分	継続実施	教育指導課
教育相談事業 (再掲)	不登校、生活、学習、進路、学校・学級経営など、教育全般に関するさまざまな悩みや相談に応じ、相談者が抱える問題解決に向けて支援を図ります。	1か所 相談件数 845件	継続実施	教育研究所
スクールカウンセラー派遣事業 (再掲)	小学校全校に市雇用の心理士の資格を有する教育心理相談員をスクールカウンセラーとして、中学校全校には県派遣のスクールカウンセラーを配置します。	小学校10校へ 教育心理相談員4人を 週1回派遣 相談件数 5,423件	継続実施	教育研究所
スクールソーシャルワーカー派遣事業 (再掲)	教育、社会福祉の両面で専門的知識を持つスクールソーシャルワーカーを全ての中学校区に拠点勤務で配置します。 (原則週1回)	中学校4校に 配置、県配置と合わせて全小・中学校に 対応 対応件数979件	継続実施	教育研究所
適応指導教室事業	不登校児童・生徒を対象に、カウンセリング、教科指導、集団での活動などを組織的かつ計画的に行い、児童・生徒の自主性及び主体性の育成を図り、適応能力の向上と社会的な自立ができるよう支援します。	個別・集団・教室外活動を通じた教育活動等を実施 7/12名が学校復帰	継続実施	教育研究所
地域家庭教育講座	地域及び家庭における教育力の充実を図るための学習機会の提供を行います。	小・中学校及び幼稚園24回	継続実施	生涯学習課
家庭教育推進大会	家庭教育の向上及び推進を図るため、大会を開催します。	参加人数 300人	継続実施	生涯学習課
家庭教育アドバイザー事業	家庭教育に関する啓発及び情報の提供、家庭教育講座等に係わる指導、家庭教育力向上のための助言及び相談などを行う、家庭教育アドバイザーを設置します。	2人	継続実施	生涯学習課
セカンドブック事業	新小学1年生全員に本を配付することで、親子で本に親しむ機会や子どもたち自身が本に出会う機会の提供など、子ども読書活動及び家庭教育の推進を図ります。	713冊	継続実施	生涯学習課
公民館講座事業 (子育て学習講座) (再掲)	子育て中の保護者を対象に子育てに必要な基礎知識を学習するとともに、保護者同士が悩みや喜びを共有し、仲間づくりのきっかけとします。	5講座 16日間86人 延べ228人	継続実施	生涯学習課 (中央公民館)

事業名	事業概要	平成30年度 実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
読書普及事業(おはなし会、読み聞かせ講座)	子どもや保護者を対象に、おはなし会や読み聞かせ講座を開催し、子どもの読書活動を推進します。	定例おはなし会：124回、延べ1,449人 出前おはなし会：13回、延べ745人、 絵本ふれあい事業「おはなし会と読み聞かせ講座」：延べ980人	継続実施	生涯学習課 (図書館)
読書普及事業(ブックスタート)	4～5か月児とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせを行い、絵本を1冊プレゼントします。	576組	継続実施	生涯学習課 (図書館)
読書普及事業(あかちゃんのとしよかん)	火曜日(休館日を除く)の10時から正午までの2時間を、乳幼児連れでも利用しやすいよう子どもの泣き声や話し声を制止しない時間帯にし、職員が常駐して保護者からの読書相談に応じるほか、状況に応じて乳幼児向けのミニおはなし会を行います。	25回 (平成30年5月8日～)	継続実施	生涯学習課 (図書館)

基本施策（２）豊かな体験活動の充実・・・・・・・・

子どもが地域活動に参加し、地域の中でさまざまな人や物事に触れ合い、体験や経験を重ねることによって、子どもたちが他者の個性や考え方を理解する力を育むことができる環境づくりを進めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
環境に関する体験教室	環境保全の意欲を高めていくため、小学生を対象とした環境に関する体験教室を開催します。	2回 小学生24人	継続実施	環境保全課
ドリームプレイ ウッズ事業 (再掲)	地域の自然環境を活用し、子どもに自然体験の機会を設け自由な遊びをとおして、自主性・創造性を育む拠点としての森の遊び場づくりを支援します。	子どもの冒険 遊び場 来森者数 18,000人	継続実施	青少年課
あやせわんぱく プラザ事業	市内在住の幼児から中学生を対象に心のふれあいや体験をとおして自ら進んで参加することの大切さや仲間との連帯感などを実感できる事業を提供します。	ブロンズメダル(10ポイント) 83個 シルバーメダル(30ポイント) 33個 ゴールドメダル(50ポイント) 20個	継続実施	青少年課
少年リーダー研修会	小学生(4～6年生)を対象に野外教育施設を利用して、野外炊事体験などをとおして、異年齢の子ども達が規律ある集団生活を共に送ることで指導の仕方や協調性を養い、地域の少年リーダーに必要な技術を身につける研修会を実施します。	1回 3日間開催 参加人数24人	継続実施	青少年課
こどものまち「ミニあやせ」	子ども自らが“まちづくり”の疑似社会体験に参画し、主体性を発揮することで自主性、協調性、創造性を育み、さらに協働作業をとおして社会の仕組みを学ぶ事業を実施します。	1回 2日間開催 参加人数 884人	継続実施	青少年課
高校生等を対象とした交流事業	市内の高等学校及び高等専修学校の生徒を中心とした交流の場を設け、生徒自らが主体となって企画・運営する青少年交流事業を実施することにより、高校生の仲間づくり、体験の場を創出します。	未実施	継続実施	青少年課

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
子育て支援センター事業 (再掲)	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	3か所 利用者数 延べ12,715組 28,022人 子育て相談件数 延べ1,802件	継続実施	子育て支援課
ママフェスタ	子育て支援センターとママ応援サロンecuboとの協働事業として、子育て中の親子を対象に、様々なイベントを通して他の親子との交流を図ります。	1回 来場者数 900名	継続実施	子育て支援課
スポーツ教室開催事業	市内の小学生及び中学生を対象にサッカー、野球、バレーボール教室は、プロ選手等のトップアスリートを講師に迎え、そのプレーを体感するとともに、各競技の特性と楽しさを知っていただくことを目的に開催します。 また、水泳教室や親子スポーツ教室は小学生の初心者を対象に、スポーツに親しむことへのきっかけづくりとして開催します。	参加人数 延べ1,731人	継続実施	スポーツ課
あやせ健康ファミリーマラソン大会	3歳以上の幼児から高齢者までを対象に、家族や友人と走ることにより、生涯スポーツ及び健康に対する意識の向上、家族などの絆を深めることを目的に開催します。	参加人数 333人	継続実施	スポーツ課
健康スポーツフェスティバル	子どもから高齢者までを対象に、各種スポーツ教室の実施、体力測定や健康チェックなどを行い、運動への親しみや運動習慣のきっかけづくりの推進のため開催します。	参加人数 322人	継続実施	スポーツ課
ニュースポーツ教室及び大会	子どもから高齢者までを対象に、カローリングやボッチャなどの各種ニュースポーツ教室と大会を行うことにより、スポーツへの関心と運動の習慣化や世代間交流の機会の提供など、健康スポーツの推進を図るため開催します。	参加者数 61人	継続実施	スポーツ課
農業見学会	農業理解、地場産物PRのための市内農家へのバス見学会を実施します。	年2回 ブルーベリー 13人 いちご26人 合計39人	継続実施	農業振興課
親子ふれあい農業体験事業	小学生以下の親子を対象に、圃場で野菜の種まきや収穫などの農業体験を実施します。	9回 参加人数30組 104人	継続実施	農業振興課

事業名	事業概要	平成30年度 実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
あやせ文化芸術祭事業	未就学児から小・中学生を含め市民が、作品などの出展や出演することができるような場づくりや、優れた作品などを鑑賞することができるようあやせ文化芸術祭を開催します。	13部門 合計19,843人	継続実施	生涯学習課
文化財保護啓発事業	小学生を対象に「勾玉作り教室」を開催します。市内の遺跡からも出土している古代の装飾具「勾玉」を自分で作るにより、文化財への興味、関心を育みます。	20日間 小学校 約100人	継続実施	生涯学習課
小学校への音楽アウトリーチ事業	文化芸術への興味や関心の高揚を図るため市内の小学校に出向き、小学校児童へ優れた文化芸術の鑑賞機会を提供します。	8校 小学生 3,521人	継続実施	生涯学習課
あやせゼロの日運動	子どもの健康的な生活習慣を定着させ、豊かな心を育成するため、毎月ゼロのつく日(10日・20日・30日)はテレビやゲームを一休みして、家庭での読書、家族の会話やふれあいなど、家族の時間を充実することを目的とし、運動を展開します。	毎月10日・20日・30日の 3回	継続実施	生涯学習課
神崎遺跡資料館見学	神崎遺跡を通じて、綾瀬の歴史や文化を学んでもらうため、市内小学校6年生を対象に神崎遺跡資料館の見学を実施します。	10校小学校 6年生856人	継続実施	生涯学習課
神崎遺跡資料館夏休み体験教室	歴史や文化に興味をもってもらうため、夏休み期間中、小・中学生を対象に体験教室を開催します。	2教室2回 小学生17人	継続実施	生涯学習課
公民館講座事業 (体験学習講座)	普段の学習では味わえない学びの楽しさを知ってもらうため、小学生などを対象として、伝統的な遊びや風習、自然、歴史などの体験学習を中心とした講座を開催します。	8講座 8日 164人	継続実施	生涯学習課 (中央公民館)
読書普及事業(おはなし会、読み聞かせ講座)	子どもや保護者を対象に、おはなし会や読み聞かせ講座を開催し、子どもの読書活動を推進します。	定例おはなし会：124回、 延べ1,449人 出前おはなし会：13回、 延べ745人、 絵本ふれあい事業「おはなし会と読み聞かせ講座」： 延べ980人	継続実施	生涯学習課 (図書館)

事業名	事業概要	平成30年度 実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
読書普及事業(ブックスタート) (再掲)	4～5か月児とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせを行い、絵本を1冊プレゼントします。	576組	継続実施	生涯学習課 (図書館)
読書普及事業(あかちゃんのとしよかん)	火曜日(休館日を除く)の10時から正午までの2時間を、乳幼児連れでも利用しやすいよう子どもの泣き声や話し声を制止しない時間帯にし、職員が常駐して保護者からの読書相談に応じるほか、状況に応じて乳幼児向けのミニおはなし会を行います。	25回 (平成30年5月8日～)	継続実施	生涯学習課 (図書館)

基本施策（3）子どもを健やかに育む地域活動の促進・・・・・・・・

地域社会全体で子育て家庭を支援し、子どもの成長を支えるという意識を高めるとともに、地域における身近な交流の場の確保や地域の子育て支援団体との連携強化に努め、子どもの健やかな成長を応援ができる地域社会づくりを進めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
交通安全教育事業 (再掲)	幼稚園・保育所及び小・中学校からの要請に基づき、交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図ります。	小・中学校 11回 幼稚園・保育所12回	継続実施	市民協働課
通学路交通安全対策事業 (再掲)	学校・P T Aからの要望を受け、市役所内関係各課と協議を重ね、通学路の安全確保が図られるよう対策を進めます。 また、横断歩道や信号機などの交通安全施設整備については、大和警察署と連携を図り、児童生徒の安全確保を図ります。	通学路における通学児童の交通安全対策、通学路へ防護柵、再カラー舗装、区画線などを設置し、交通安全施設を整備	継続実施	市民協働課 道路管理課 学校教育課
子どもふれあいフェスティバル事業	レクリエーションゲームなどの体験をとおして、市内の子どもや厚木基地の小学生とふれあい、交流を深め、子どもの創造性や自主性、社会性を育てるための事業を実施します。	子ども会会員54人、一般39人。基地内の小3、保護者、先生47人。合計140人	継続実施	青少年課
あやせ110番の家事業 (再掲)	子どもなどが不審者から危険を感じたとき緊急避難のできる「あやせ110番の家(市民協力)」を市内各所に設置します。	874か所	継続実施	青少年課
街頭補導活動事業 (再掲)	下校時間後に市内の主要箇所を巡回することにより、喫煙、不健全な遊びなどの不良行為をしている子どもに注意、指導を実施します。	相談員1人 135回	継続実施	青少年課
青少年育成団体等補助事業	地域ぐるみで子どもを守り、育てていく活動を行う青少年育成団体の活動などを支援します。	4団体	継続実施	青少年課
青少年サポーター養成事業	青少年関連団体などのサポートをする支援・指導者として青少年サポーターを養成するための講座を実施します。	会議開催3回 講座2回	継続実施	青少年課

事業名	事業概要	平成30年度 実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
子育て支援センター事業 (再掲)	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	3か所 利用者数 延べ12,715 組 28,022人 子育て相談 件数 延べ1,802件	継続実施	子育て支援課
食生活改善推進協議会事業 (再掲)	食育・地産地消の普及啓発のためのレクリエーションと試食を行います。	1回	継続実施	健康づくり 推進課 農業振興課
食育教室	食育の普及啓発のための体験型教室を行います。	1回	継続実施	健康づくり 推進課 農業振興課
学校体育施設開放事業	学校教育法、社会教育法、スポーツ基本法の規定により、学校の教育に支障のない限り、学校のスポーツ施設を地域住民の利用に供するため開放し、地域における身近なスポーツ活動や交流活動の場として利用いただいております。	利用人数 延べ158,837人	継続実施	スポーツ課

基本目標 4

要保護・要支援児童へのきめ細やかな取り組みの推進

基本施策（1）児童虐待防止対策の充実・・・・・・・・

児童虐待防止対策の充実として、支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、要保護児童対策地域協議会において、各機関のさらなる連携と機能の強化を図ります。

また、虐待の早期発見、早期対応のために、子どもに関わるさまざまな機関や地域に対し、児童虐待防止活動の啓発活動を行います。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	平成 30 年度 実績	事業目標 (令和 6 年度)	主担当課
DV相談	DV被害者などへの適切なアドバイスや被害防止、救済などを図ります。	週5回	継続実施	市民課
人権啓発事業	人権問題に関する意識の浸透を図るため、啓発事業への参加と市民及び職員の人権問題に関する関心及び認識の向上を目指します。また、PTA・社会教育関係団体・市民などを対象にした「人権を考える講演会」を開催することで、子どもの人権など、身の回りにある「差別」「人権侵害」など、人権意識の向上を目指します。	人権啓発映画会1回 人権を考える講演会1回	継続実施	市民課 生涯学習課
子育て支援センター事業 (再掲)	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	3か所 利用者数 延べ12,715組 28,022人 子育て相談 件数 延べ1,802件	継続実施	子育て支援課
楽しく子育てしよう～イライラ子育てからの脱出～ 親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！” (愛称：BP)” (再掲)	子どもの褒め方やしつけについてわかりやすく学び、子育てのイライラやストレスを減らす方法を学びます。 0歳児を初めて育てている母親のための仲間・きずな・学びの参加型プログラムによりこれからの子育てに必要な知識を学びます。	2日間講座 4回実施 延べ21名参加 4週連続講座 2回実施 16組参加	継続実施	子育て支援課

事業名	事業概要	平成 30 年度 実績	事業目標 (令和 6 年度)	主担当課
児童虐待防止 ネットワーク	保健、福祉、医療、教育、児童相談所などの関係機関による要保護児童対策地域協議会を組織し、児童虐待の防止・早期発見・介入・支援を行います。	代表者会2回 専門部会6回 情報共有会議6回 虐待通報受理件数61件	継続実施	健康づくり 推進課
乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	生後 4 か月までの乳児を対象に訪問を実施します。	569人	継続実施	健康づくり 推進課
フォロー教室 （なかよしサークル）（再掲）	健診で言葉の発達などにより継続支援が必要な幼児の相談を行います。	23回	継続実施	健康づくり 推進課
産婦健康診査・ 産後ケア事業 （再掲）	産後2週間、1か月の健康診査の助成と母親の身体的回復と心理的な安定支援のための産後ケア事業を実施します。	産婦健診398 人産後ケア 実20人 延83回	継続実施	健康づくり 推進課
健診時等心理相 談事業 （再掲）	健診で言葉などの発達が心配な幼児を対象に臨床心理士による相談を行います。	1歳6か月健 診12回 3歳6か月健 診12回	継続実施	健康づくり 推進課
利用者支援事業 （子育て世代包 括支援センタ ー）（再掲）	妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的な相談を行います。	1 か所	継続実施	健康づくり 推進課
養育支援訪問	養育支援が必要であると判断した家庭に対して訪問し、養育に関する指導、助言を行います。	実人数 50 人 延べ 290回	継続実施	健康づくり 推進課
スクールソーシ ャルワーカー派 遣事業 （再掲）	教育、社会福祉の両面で専門的知識を持つスクールソーシャルワーカーを全ての中学校区に拠点勤務で配置します。（原則週 1 回）	中学校 4 校 に配置、県 配置と合わ せて全小・中 学校に対応 対応件数 979件	継続実施	教育研究所
スクールカウ ンセラー派遣事業 （再掲）	小学校全校に市雇用の心理士の資格を有する教育心理相談員をスクールカウンセラーとして、中学校全校には県派遣のスクールカウンセラーを配置します。	小学校10校 へ教育心理 相談員4人を 週 1 回派遣 相談件数 5, 423件	継続実施	教育研究所

基本施策（２）ひとり親家庭などの自立支援の推進・・・・・・・・

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、生活の安定に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	平成 30 年度 実績	事業目標 (令和 6 年度)	主担当課
児童扶養手当	父母の離婚などによって、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を監護しているひとり親に対し、手当を給付することにより、子育て家庭への経済的な支援をします。	児童扶養手当 611世帯 (4月支給時点)	継続実施	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭などの児童（18歳に達する最初の3月31日までの間）及びそれを監護する者が医療機関にかかった場合、医療費の一部を助成します。	対象者 1,677人	継続実施	子育て支援課
ひとり親家庭等児童就学援助事業	小・中学校・高等学校の入学時などの児童を監護しているひとり親家庭などに、入学時などに必要な費用の一部を助成することにより、生活を支援し、福祉の増進を図ります。	助成人数 249人	継続実施	子育て支援課
母子・父子自立支援員相談事業	母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭及び寡婦などに、自立に必要な情報の提供や相談・指導などの支援を行います。	支援員 1人 相談件数 965件	継続実施	子育て支援課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、指定された教育訓練講座を受講した場合に、受講料などの一部を支給し、自立の促進を図ります。	利用件数 1件	継続実施	子育て支援課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で1年以上修業する場合、訓練促進給付金や修了支援給付金を支給し、生活の負担の軽減を図り、資格取得を支援します。	利用件数 3件	継続実施	子育て支援課

事業名	事業概要	平成 30 年度 実績	事業目標 (令和 6 年度)	主担当課
助産措置事業	妊産婦が健康上必要にもかかわらず、経済的理由で入院助産ができないとき、助産施設に入所の手続きをとります。	助産件数 3件	継続実施	子育て支援課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（県事業）	母子家庭や父子家庭、寡婦などの経済的自立や子どもの福祉向上を図るため、県が行っている貸付制度の相談や申請などの支援を行います。	13件	継続実施	子育て支援課
母子福祉資金等緊急貸付事業	母子・父子・寡婦福祉資金（県事業）の貸付を申請する者で、その貸付金を受けるまでの間、緊急に貸付が必要となった場合に、一時的に貸付を行うことにより、母子家庭などの経済的自立と子どもの福祉向上を図ります。	利用件数 0件	継続実施	子育て支援課
母子福祉資金等利子補給事業	母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金（県事業）の貸付を受け、その年度分の償還を完了している者へ、その年度に返済した利子相当分を補給することにより、福祉の増進に寄与します。	利用件数 0件	継続実施	子育て支援課
ひとり親家庭の親の高等学校卒業認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親の高等学校卒業認定試験合格にかかる学習費用を助成します。	利用件数 0件	継続実施	子育て支援課

基本施策（3）障がい児施策の充実・・・・・・・・・・

心身に障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるように、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標(令和6年度)	主担当課
在宅障害児機能訓練事業	障がい児の機能回復訓練及び言語訓練などを定期的を実施します。	機能訓練延べ182人 言語訓練延べ56人	継続実施	障がい福祉課
地域療育相談事業	障がい、療育、発達相談及び入園、見学についての相談並びに専門的対応を要する際の相談などを実施します。	相談件数167件	継続実施	障がい福祉課
障害児者相談支援事業	障がい児者の生活全般について、相談支援事業所の社会福祉士などの専門職員による相談を実施します(就労相談除く)。	相談件数499件	継続実施	障がい福祉課
児童発達支援	概ね2歳6ヶ月から就学前の発達に遅れのある幼児を対象に、基本的な生活習慣の自立、機能訓練、集団生活をとおして社会性、環境への適応ができるように療育支援を行います。また、母子登園をとおして、保護者との養育相談や療育情報の提供を行います。	実利用者数70人	継続実施	障がい福祉課
育成医療	身体に障がいのある児童で、その身体障がい除去、軽減する手術などによって、その日常生活能力を回復させることを目的とします。	音声・言語・そしゃく機能障害：3人	継続実施	障がい福祉課
放課後等デイサービス	就学している障がい児を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供します。	実利用者数147人	継続実施	障がい福祉課
保育所等訪問支援	児童発達支援センターもみの木園の職員が、幼稚園や保育所などを訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。	実利用者数4人	継続実施	障がい福祉課
障害児相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい児の自立した生活を支えるために、障害児支援利用計画の作成などを行います。	実利用者数133人	継続実施	障がい福祉課

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標(令和6年度)	主担当課
日中一時支援事業	障がい児者を対象に、緊急一時を含めた日中の預かりを行い、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。	実利用者数 44人 (うち児童 32人)	継続実施	障がい福祉課
障がい児保育推進事業(再掲)	保護者の就労・疾病・介護などにより家庭で保育が困難な場合、障がいがある子どもを、保護者に代わって、保育所で保育を実施する事業を推進します。	受け入れ可能な園11園	継続実施	子育て支援課
私立幼稚園特別支援教育費補助事業(再掲)	障がい児を受け入れる幼稚園に補助を行い、特別支援教育を推進します。	3園(5人)	継続実施	子育て支援課
5歳児発達相談事業(再掲)	就学前の子どもの成長発達を確認し、軽度発達障害がある場合には相談機関につなげます。	受診率 58.8%	継続実施	健康づくり推進課
特別支援教育就学奨励事業	小・中学校の特別支援学級、言語通級指導教室での就学者の保護者に対し就学に必要な費用の一部を援助します。	援助対象者 延べ71人	継続実施	学校教育課
介助員派遣事業(再掲)	特別支援学級に在籍する児童・生徒の生活を円滑にするとともに、安全を確保することができるよう、小・中学校に介助員を配置します。	看護介助員1人を含む介助員28人分	継続実施	教育指導課
就学指導委員会事業	支援を必要とする児童・生徒の就学先について教育委員会から諮問を受け審議し、その児童・生徒に必要な支援について考え、学級の指定について答申します。	5回	継続実施	教育指導課
学習支援者派遣事業(再掲)	通常の学級に在籍し、支援を必要とする児童・生徒の学習支援として、チームティーチングや個別指導を行う人材を小・中学校に派遣します。	15校18人分(各校1人+学校の状況に応じて配置)	継続実施	教育指導課
ことばの教室入級相談	吃音や構音障害、言葉の発達に支援が必要な児童の通級教室の入級相談、指導の見学の案内などをします。	設置校各1回(それ以上は随時対応)	継続実施	教育指導課
特別支援教育相談事業(再掲)	支援を必要とする児童・生徒の就学についての相談を行います。保護者に通常の学級、ことばの教室、特別支援学級、特別支援学校を案内し、適切な就学先の決定に向けた支援を行います。	相談員2人	継続実施	教育指導課
特別支援教育研修会事業	支援を必要とする児童・生徒にかかわる支援学級担任などが、専門的な知識及び指導上の配慮事項について学び、指導力の向上を図ります。	相談件数 499件	継続実施	教育指導課

事業名	事業概要	平成 30 年度 実績	事業目標 (令和 6 年度)	主担当課
特別支援教育担当者会事業	支援を必要とする児童・生徒の指導や介助にあたる学習支援者や介助員が学習会や情報交換を行い、対応力の向上を図ります。	1回	継続実施	教育指導課
心理士による心理検査、教育相談	発達及び行動上の問題について、本人と保護者の相談を受け付け、必要と判断した場合に心理検査を行っています。	相談件数 845件 心理検査 106件	継続実施	教育研究所

基本施策（４）生活困窮家庭（子どもの貧困）への支援・・・・・・・・

すべての子どもが生まれ育った環境に影響されることなく、学びや将来の夢を持つ権利が保障されるよう、生活困窮家庭に対し必要な情報提供や養育、学習、相談支援体制の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
生活困窮世帯等の中学生への高等学校進学に向けた学習支援	生活困窮世帯等の中学生を対象に学習の場所・機会の提供などを通じ、高等学校への進学を支援します。	参加者30人 3年生20人、 2年生10人 実施回数 257回 参加延べ人数1,866人 ※3年生の高校進学率 100%	継続実施	福祉総務課
児童扶養手当 (再掲)	父母の離婚などによって、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を監護しているひとり親に対し、手当を給付することにより、子育て家庭への経済的な支援をします。	児童扶養手当 611世帯 (4月支給時点)	継続実施	子育て支援課
母子・父子自立支援員相談事業 (再掲)	母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子家庭及び寡婦などに、自立に必要な情報の提供や相談・指導などの支援を行います。	支援員1人	継続実施	子育て支援課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 (県事業) (再掲)	母子家庭や父子家庭、寡婦などの経済的自立や子どもの福祉向上を図るため、県が行っている貸付制度の相談や申請などの支援を行います。	13件	継続実施	子育て支援課
母子福祉資金等緊急貸付事業 (再掲)	母子・父子・寡婦福祉資金(県事業)の貸付を申請する者で、その貸付金を受けるまでの間、緊急に貸付が必要となった場合に、一時的に貸付を行うことにより、母子家庭などの経済的自立と子どもの福祉向上を図ります。	利用件数0件	継続実施	子育て支援課

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標(令和6年度)	主担当課
母子福祉資金等利子補給事業 (再掲)	母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金(県事業)の貸付を受け、その年度分の償還を完了している者へ、その年度に返済した利子相当分を補給することにより、福祉の増進に寄与します。	利用件数 0件	継続実施	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業 (再掲)	ひとり親家庭などの児童(18歳に達する最初の3月31日までの間)及びそれを監護する者が医療機関にかかった場合、医療費の一部を助成します。	対象者 1,677人	継続実施	子育て支援課
ひとり親家庭等児童就学援助事業 (再掲)	小・中学校・高等学校の入学時などの児童を監護しているひとり親家庭などに、入学時などに必要な費用の一部を助成することにより、生活を支援し、福祉の増進を図ります。	助成人数 249人	継続実施	子育て支援課
奨学金給付事業 (再掲)	経済的理由により高等学校などでの就学が困難な生徒の保護者に対して、学費の一部を援助します。	給付対象者 延べ170人	継続実施	学校教育課
要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業 (再掲)	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。	要保護生活保護世帯 100% (69人) 準要保護申請・審査で給付	継続実施	学校教育課
教育相談事業 (再掲)	不登校、生活、学習、進路、学校・学級経営など、教育全般に関するさまざまな悩みや相談に応じ、相談者が抱える問題解決に向けて支援を図ります。	1か所 相談件数 845件	継続実施	教育研究所
スクールカウンセラー派遣事業 (再掲)	小学校全校に市雇用の心理士の資格を有する教育心理相談員をスクールカウンセラーとして、中学校全校には県派遣のスクールカウンセラーを配置します。	小学校10校へ教育心理相談員4人を週1回派遣 相談件数 5,423件	継続実施	教育研究所
スクールソーシャルワーカー派遣事業 (再掲)	特別支援学級に在籍する児童・生徒の生活を円滑にするとともに、安全を確保することができるよう、小・中学校に介助員を配置します。	中学校4校に配置、県配置と合わせて全小・中学校に対応 対応件数 979件	継続実施	教育研究所

基本目標 5 子どもと家庭についての意識改革

基本施策（1）子どもの人権の尊重・・・・・・・・

「児童憲章」「児童の権利に関する条約」など子どもの権利の趣旨について、さまざまな機会を活用し、幅広く市民への啓発を行うとともに、子どもの視点に立った施策の実現に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	平成 30 年度 実績	事業目標 (令和 6 年度)	主担当課
人権啓発事業 (再掲)	人権問題に関する意識の浸透を図るため、啓発事業への参加と市民及び職員の人権問題に関する関心及び認識の向上を目指します。また、PTA・社会教育関係団体・市民などを対象にした「人権を考える講演会」を開催することで、子どもの人権など、身の回りにある「差別」「人権侵害」など、人権意識の向上を目指します。	人権啓発映画会1回 人権を考える講演会1回	継続実施	市民課 生涯学習課

基本施策（２）男女が互いに担う家事、育児への支援・・・・・・・・

働き方の見直しに向けたさまざまな取り組みを推進するとともに、子育て家庭への就労支援や、男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

また、子育てへの父親参加を促進するため、男性が家事・育児をするための意識づくりや、男性が家事・育児に参画するための学習の場やきっかけづくりに取り組みます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	平成 30 年度 実績	事業目標 (令和 6 年度)	主担当課
男女共同参画情報誌の発行 (再掲)	男女共同参画社会の実現を目指すための啓発情報誌を発行します。	年1回	継続実施	企画課
楽しく子育てしよう～イライラ子育てからの脱出～（父親コース）	子どもの褒め方やしつけについてわかりやすく学び、子育てのイライラやストレスを減らす方法を学びます。	2日間講座 1回実施 延べ3名参加	継続実施	子育て支援課
胎動体感システム（たいじの気持ち）を活用した出産等への理解を深める講座	胎動体感システムを活用し、児童や若い世代に向けて、命を育むことの大切さ等を啓発します。	13回 505人	継続実施	健康づくり推進課
仕事と家庭生活の調和の推進 (再掲)	ワーク・ライフ・バランス促進のため、関係機関からのチラシを配架します。またワーク・ライフ・バランス情報をホームページに掲載します。	ホームページ掲載	継続実施	工業振興企業誘致課
父親家庭教育講座	父親に対し家庭教育の意義や役割、家庭における父親の重要性などについて理解と関心を深めるため、学習の機会の提供を行います。	1講座30人	継続実施	生涯学習課

基本施策（3）社会全体で子育てを支援する意識啓発・・・・・・・・

講演会や広報活動などをとおして、男女共同参画社会の実現のための啓発事業を推進するとともに、地域と子育て家庭との交流、講座・フォーラムなどを開催し、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	平成30年度実績	事業目標 (令和6年度)	主担当課
子育て支援センター事業 (再掲)	子育てに関する相談及び情報提供、子育てサークルの支援、親子で自由に遊んだり交流を深めたりする子育てサロンの運営を行います。	3か所 利用者数 延べ12,715組 28,022人 子育て相談 件数 延べ1,802件	継続実施	子育て支援課
ママフェスタ (再掲)	子育て支援センターとママ応援サロンecuboとの協働事業として、子育て中の親子を対象に、様々なイベントを通して他の親子との交流を図ります。	1回 来場者数 900名	継続実施	子育て支援課
地域家庭教育講座 (再掲)	地域及び家庭における教育力の充実を図るための学習機会の提供を行います。	小・中学校 及び幼稚園 24回	継続実施	生涯学習課
家庭教育推進大会 (再掲)	家庭の教育力の向上及び推進を図るため、大会を開催します。	参加人数 300人	継続実施	生涯学習課



第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「綾瀬市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況



に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の4月1日の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	586	578	563	554	540
1歳	591	612	604	589	579
2歳	653	608	630	622	606
3歳	657	664	618	640	632
4歳	732	659	666	620	642
5歳	763	738	664	671	625
小計	3,982	3,859	3,745	3,696	3,624
6歳	764	766	741	667	674
7歳	776	771	773	748	673
8歳	774	781	777	778	753
9歳	873	771	778	774	775
10歳	810	873	771	778	774
11歳	855	812	875	772	779
小計	4,852	4,774	4,715	4,517	4,428
合計	8,834	8,633	8,460	8,213	8,052

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

(1) 保育所・・・・・・・・

【概要】

保育所とは、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者のもとから通わせて保育する施設です。

また、認定こども園は、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設として、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。

【0歳児】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)		89人	92人	93人	96人	97人
確保方策	保 育 所	95人	95人	95人	95人	95人
	認定こども園	9人	9人	9人	9人	9人
	小規模保育事業	3人	3人	3人	3人	3人
	合計(B)	107人	107人	107人	107人	107人
(B) - (A)		18人	15人	14人	11人	10人

【1・2歳児】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)		447人	457人	480人	490人	497人
確保方策	保 育 所	306人	306人	306人	306人	306人
	認定こども園	36人	36人	46人	46人	46人
	小規模保育事業	16人	73人	73人	73人	73人
	企業主導型 (地域枠)	24人	24人	24人	24人	37人
	幼稚園預かり (長時間・通年)	10人	20人	35人	45人	45人
	合計(B)	392人	459人	484人	494人	507人
(B) - (A)		△ 55人	2人	4人	4人	10人

【3～5歳児】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）		654人	641人	620人	629人	632人
確保 方策	保 育 所	548人	548人	548人	548人	548人
	認定こども園	60人	60人	75人	75人	75人
	企業主導型 （地域枠）	0人	0人	0人	0人	0人
	幼稚園預かり （長時間・通年）	20人	40人	40人	40人	40人
	合計（B）	628人	648人	663人	663人	663人
（B）－（A）		△ 26人	7人	43人	34人	31人

【0～5歳児】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）		1,190人	1,190人	1,193人	1,215人	1,226人
確保 方策	保 育 所	949人	949人	949人	949人	949人
	認定こども園	105人	105人	130人	130人	130人
	小規模保育事業	19人	76人	76人	76人	76人
	企業主導型 （地域枠）	24人	24人	24人	24人	37人
	幼稚園預かり （長時間・通年）	30人	60人	75人	85人	85人
	合計（B）	1,127人	1,214人	1,254人	1,264人	1,277人
（B）－（A）		△ 63人	24人	61人	49人	51人

【0～2歳の保育利用率】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計人口	1,830人	1,798人	1,797人	1,765人	1,725人
確保方策	499人	566人	591人	601人	614人
保育利用率	27.3%	31.5%	32.9%	34.1%	35.6%

【3～5歳の保育利用率】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計人口	2,152人	2,061人	1,948人	1,931人	1,899人
確保方策	628人	648人	663人	663人	663人
保育利用率	29.2%	31.4%	34.0%	34.3%	34.9%

【今後の方向性】

定員19人の小規模保育施設を令和2年度に1施設、令和3年度に3施設新設します。また、令和4年度に施設型給付幼稚園1施設の幼稚園型認定こども園への移行を促進し、併せて、企業主導型保育事業所の地域枠を活用するとともに、幼稚園の長時間預かり保育及び幼稚園の2歳児預かり保育を推進していきます。(R6目標値：保育所10園・認定こども園2園・小規模保育施設4園)

(2) 幼稚園・・・・・・・・

【概要】

「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う施設です。

【3～5歳児】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	1号認定	1,152人	1,104人	1,043人	1,034人	1,017人
	2号認定	137人	131人	124人	123人	121人
	合計(A)	1,289人	1,235人	1,167人	1,157人	1,138人
確 保 方 策	施設型給付 幼稚園	375人	375人	285人	285人	285人
	認定こども園	15人	15人	90人	90人	90人
	私学助成を受 ける幼稚園	1,625人	1,625人	1,625人	1,625人	1,625人
	合計(B)	2,015人	2,015人	2,000人	2,000人	2,000人
(B) - (A)		726人	780人	833人	843人	862人

※認定区分

- 1号認定：子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合
利用先：認定こども園（教育認定枠）、新制度に移行する私立幼稚園
- 2号認定：子どもが満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合
利用先：保育所、認定こども園（保育認定枠）
- 3号認定：子どもが満3歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合
利用先：保育所、認定こども園（保育認定枠）、小規模保育事業など

【今後の方向性】

幼稚園については、量の見込みに対する確保量に問題がないと考えられることから、新たな確保の方策については考慮しないものとします。

その上で、保育の場の確保を図る観点から、令和6年度までに幼稚園型認定こども園への移行に必要な支援を行っていきます。

(R6目標値：施設型給付幼稚園2園・認定こども園2園・私学助成を受ける幼稚園6園)

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外（延長）保育事業・・・・・・・・

【 概要 】

保護者の就労形態の多様化などにより、18 時以降も保育を必要とする子どもに対し、時間外（延長）保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	477人	462人	448人	442人	434人
確保方策（B）	477人	462人	448人	442人	434人
（B）－（A）	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

時間外（延長）保育事業については、すべての保育所で実施されており、新たな確保の方策については、検討しないものとします。

しかしながら、保育士の確保など、保育所の実情をみながら時間外（延長）保育の終了時間を延長する時間外保育などについて、検討を行っていきます。

（R6目標値：保育所10園・認定こども園2園・小規模保育施設4園）

(2) 放課後児童健全育成事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	718人	782人	832人	847人	853人
1年生	195人	210人	208人	192人	192人
2年生	168人	182人	196人	194人	179人
3年生	138人	150人	163人	175人	173人
4年生	116人	120人	131人	142人	153人
5年生	63人	81人	84人	92人	100人
6年生	38人	39人	50人	52人	56人
確保方策 (B)	853人	853人	853人	853人	853人
(B) - (A)	135人	71人	21人	6人	0人

【 今後の方向性 】

「綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の設備・運営基準にすべての放課後児童クラブ（学童保育）が適合できるよう、利用ニーズを把握しながら小学校区ごとの量の見込みに見合った民設放課後児童クラブへの運営支援を図っていくとともに、公設放課後児童クラブの整備について必要性を検討してまいります。

(R6目標値：19か所)

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）・・・・・・・・

【 概要 】

ショートステイは、保護者の疾病や仕事などの事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを施設などで短期的に預かる事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	17人	17人	16人	16人	16人
確保方策（B）	0人	0人	0人	0人	16人
（B）－（A）	△ 17人	△ 17人	△ 16人	△ 16人	0人

【 今後の方向性 】

ショートステイの実施については、施設側（乳児院、児童養護施設）と調整し、令和6年度に1施設の実施に向け取り組んでいきます。

（R6目標値：1か所）

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）・・・・・・・・

【 概要 】

未就学児を対象に、ふれあいの場を提供するとともに、子育てに関する悩みについての相談や助言、講座の開催、子育て情報の発信、子育てサロンの運営、子育てサークルの支援などを行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	28,342人	28,036人	27,578人	27,367人	26,845人
確保方策（B）	33,320人 (3か所)	33,320人 (3か所)	33,320人 (3か所)	33,320人 (3か所)	33,320人 (3か所)
(B) - (A)	4,978人	5,284人	5,742人	5,953人	6,475人

【 今後の方向性 】

保健福祉プラザ内に市内3か所目となる子育て支援センター（地域子育て支援拠点）が開設しました。新たな子育て支援センターでは、サロンや相談事業だけではなく、子育て支援に関する研修や年齢に応じたテーマ別講座なども開催しています。

さらには人材育成など子育て支援のキーステーションとしての機能を持たせ、交流の場の提供・情報発信・相談体制の充実、地域の子育て団体、サークルなどのネットワーク化に取り組んでいきます。

（R6目標値：継続実施）

(5) 一時預かり事業・・・・・・・・

【概要】

幼稚園：教育時間の前後や夏休みなど長期休暇中などに、希望する園児を対象にした一時的に預かる事業です。

保育所など：家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を対象にした事業です。

【量の見込みと確保方策】

① 幼稚園一時預かり（1号認定による利用）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	7,297人	6,988人	6,605人	6,548人	6,439人
確保方策（B）	7,297人	6,988人	6,605人	6,548人	6,439人
（B）－（A）	0人	0人	0人	0人	0人

② 幼稚園一時預かり（2号認定による利用）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	3,512人	3,363人	3,179人	3,151人	3,099人
確保方策（B）	3,512人	3,363人	3,179人	3,151人	3,099人
（B）－（A）	0人	0人	0人	0人	0人

③ 保育所一時預かり

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	6,252人	6,095人	5,992人	5,901人	5,778人
確保方策（B）	6,252人	6,095人	5,992人	5,901人	5,778人
（B）－（A）	0人	0人	0人	0人	0人

【今後の方向性】

幼稚園の一時預かりについては、現状維持とします。ただし、幼稚園型認定こども園への移行を図ることから、その際は計画を見直すこととします。

（R6目標値：保育所6園、幼稚園等9園）

(6) 病児保育事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

病気や病気の回復期の子どもで、保護者の就労などの理由で、保護者が保育できない場合に、常勤の看護師などと保育士がいる専用の保育室で子どもを一時的に預かる事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	710人	688人	668人	659人	646人
確保方策 (B)	729人	723人	726人	729人	726人
(B) - (A)	19人	35人	58人	70人	80人

【 今後の方向性 】

病児保育施設については、令和2年度に1か所の設置を図っていきます。

(R6目標値：1か所)

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）・・・

【 概要 】

子育ての援助を受けたい人（利用会員）に子育ての支援を行いたい人（援助会員）を紹介し、地域で助け合いながら会員同士での子育てを支援する事業です。会員の自発性と責任性を尊重するため有償ボランティアの会員組織となっています。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	2,603人	2,540人	2,477人	2,425人	2,368人
未就学	1,959人	1,899人	1,843人	1,818人	1,783人
低学年	537人	538人	532人	509人	487人
高学年	107人	103人	102人	98人	98人
確保方策（B）	3,120人	3,120人	3,120人	3,120人	3,120人
（B）－（A）	517人	580人	643人	695人	752人

【 今後の方向性 】

対象年齢を小学校6年生まで拡大し、利用可能日も日曜、祝日も援助可能日とする拡充を行いました。

今後も積極的な事業周知を図るとともに、より安心して利用してもらうための援助会員のさらなる質の向上に努め、スキルアップのための研修内容の充実を図ります。

（R6目標値：継続実施）

(8) 利用者支援事業・・・・・・・・

【 概要 】

保育コンシェルジュ（特定型）は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

また、子育て世代包括支援センター（妊娠・出産・子育て総合相談窓口・母子保健型）は、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、相談支援等を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定型 実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
母子保健型 実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【 今後の方向性 】

保育コンシェルジュ（特定型）については、今後もホームページ等を通じて市民に事業をより一層周知します。

（R6目標値：継続実施）

子育て世代包括支援センター（妊娠・出産・子育て相談総合窓口・母子保健型）については、令和4年度末までに子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて取り組みます。

（R6目標値：継続実施）

(9) 妊婦に対する健康診査・・・・・・・・

【 概要 】

妊婦及び胎児の健康状態を尿検査、血液検査、血圧・体重測定等で定期的に確認し、妊婦・乳児の死亡率の低下と流早死産の防止をするために実施する事業です。

健診費用助成額：6万円（補助券を14枚交付。1回目は8,000円、2回目以降14回まで各4,000円助成）

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	586人	578人	563人	554人	540人
確保方策（B）	586人	578人	563人	554人	540人
（B）－（A）	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

妊婦健診については、健診費用の一部を助成していきます。

（R6目標値：継続実施）

(10) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業・・・・・・・・

【 概要 】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や乳児とその保護者の心身の状況及び養育環境を把握する事業です。

養育支援訪問事業は、妊娠期からの継続的な支援や産後のうつ状態などにより、子育てに対しての不安を抱える家庭に対して、子育てに関する相談や助言、その他の必要な支援を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

① 乳児家庭全戸訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	586人	578人	563人	554人	540人
確保方策 (B)	586人	578人	563人	554人	540人
(B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人

② 養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	50人	50人	50人	50人	50人
確保方策 (B)	50人	50人	50人	50人	50人
(B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業については、保健師による育児支援と虐待防止の観点から訪問を継続していきます。

また、今後も母子健康手帳発行時に保健師による面接を継続し、妊娠期からの支援や乳児家庭全戸訪問事業で支援が必要な方への訪問の強化を図ります。

(R6目標値：継続実施)

(11) 実費徴収に係る補足給付事業・・・・・・・・

【 概要 】

幼児教育・保育無償化に伴い、保育所等の利用者との公平性の観点から新制度に移行していない幼稚園の利用者で、年収360万円未満相当世帯の子ども及び所得階層にかかわらず小学校3年生から数えて第3子以降の子どもを対象に、食材料費(副食費)を補助する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	182人	175人	165人	164人	161人
確保方策(B)	182人	175人	165人	164人	161人
(B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

今後の実績や国・県の動向、他市の状況を見ながら、引き続き実施していきます。

(R6目標値：継続実施)

5 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化などによらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、その普及促進は新制度の大きな目的の一つとなっています。

本市においても、既存の教育・保育施設に対して、認定こども園への移行に必要な支援を行うとともに、利用者に対して広く認定こども園の理解を深めるための周知に努めていきます。

また、幼児期の教育・保育の充実に向け、幼稚園教諭と保育士の合同研修などを実施するとともに、地域型保育事業の連携施設の確保や、小学校との円滑な接続が図られるよう、幼稚園、保育所と小学校との連携を推進していきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、神奈川県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取り組みが重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、一部の利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、神奈川県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、神奈川県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

7 基本指針に基づく任意記載事項について

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保・・・・・・・・

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、計画的に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を整備していきます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携・・・・・・・・

関係機関との綿密な連携により、虐待の防止、早期発見、被虐待児への対処などについて、適切かつ迅速に対応していくとともに、保護者に対する相談機能を強化し、虐待を防ぐための保護者への支援を充実します。


また、ひとり親家庭に対して、県と連携しながら、子育て支援策、就労支援策、経済的支援策などの自立支援を推進していきます。

障がい児など特別な支援が必要な子どもに対して、保健、福祉、医療、教育などの各種施策を充実していきます。

(3) 労働者の就業と家庭生活との両立のための雇用環境整備に関する施策との連携・・・・・・・・

仕事と生活が調和した環境を整備するため、性別や事業者・労働者にかかわらず、子育てしやすい働き方や就労環境づくりに関する意識の普及啓発に努めていきます。

また、男女平等な雇用など環境整備、仕事と家庭における責任の両立についての意識啓発に努めていきます。



第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進に向けて

この計画は、児童福祉、保健、医療、教育など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民の参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら一体となって進めていくことが重要です。

次代を担う子どもの健やかな成長を見守り、育てていくため、それぞれの役割や責任を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取り組みを次のように進めていきます。



(1) 市民や関係団体などとの連携・・・・・・・・

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設関係者、小学校、その他子育てに関わる関係団体や、関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

この計画の推進にあたっては、幼稚園、保育所などをはじめ、地域型保育事業者及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行う必要があります。また、家庭、地域、学校、企業、行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や、自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携・・・・・・・・

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士などの子育てに関わる資格取得者だけでなく、高齢者、ボランティアや子育て経験者など、地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 市民・企業などの参加・参画の推進・・・・・・・・

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画について、市民などの理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進など、地域による取り組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業などの参加・参画を推進します。

(4) 子ども・子育て会議・・・・・・・・

計画の推進にあたり、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、条例により市長の附属機関として設置した「綾瀬市子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めていきます。

委員は、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などで構成されています。

(5) 庁内推進体制・・・・・・・・

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、保健・福祉・医療をはじめ教育などの関係各部課や関係機関と連携し、庁内の推進体制の強化を図ります。

また、すべての職員が、子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の次世代育成に関する知識と意識を高めていきます。

(6) 国・県などとの連携・・・・・・・・

市民に最も身近な行政である市は、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力を要請しつつ計画を推進します。

また、この計画の取り組みは市が単独で実施できるものばかりではなく、法律や制度に基づく事業もあるため、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

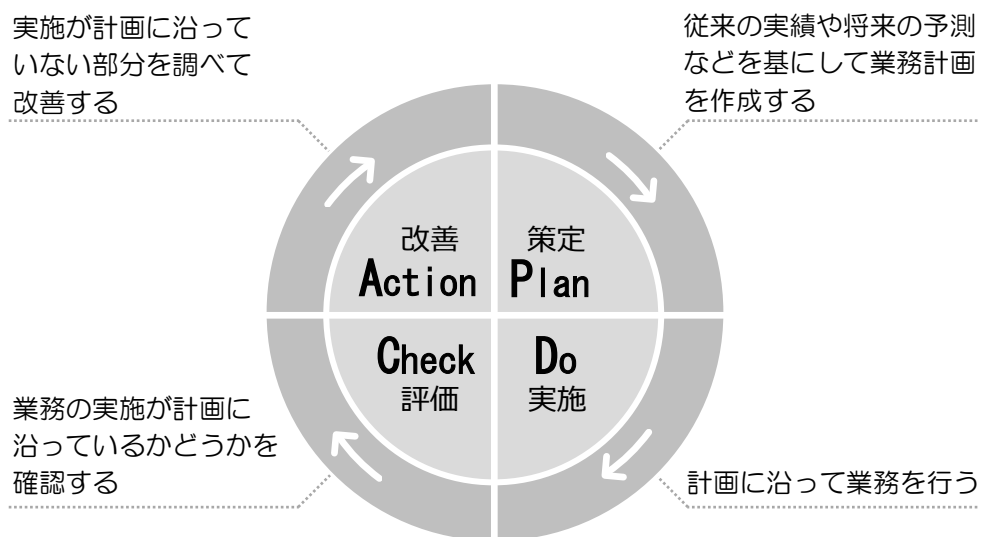
2 計画の推進体制と進行管理

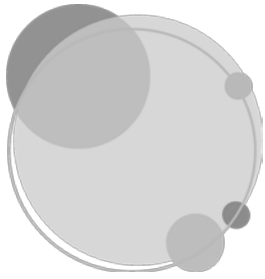
本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「綾瀬市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（令和4年度）を目安として、計画の見直しを行います。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

1 策定経過

年月日	策定経過	内 容
平成 30 年 7 月 12 日	平成 30 年度第 1 回 綾瀬市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付 ○子ども・子育て支援事業計画について ○平成 29 年度における事業進捗及び評価について ○平成 30 年度における新たな取り組みについて ○第 2 期計画策定に向けたスケジュール等について
平成 30 年 11 月 8 日	平成 30 年度第 2 回 綾瀬市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズ調査の実施について
平成 30 年 11 月 28 日～ 平成 30 年 12 月 25 日	市民ニーズ調査の実施 〈就学前児童、就学児童(小学 1～3 年生)対象〉	綾瀬市子ども・子育て支援に関するアンケート調査〈就学前児童、就学児童(小学 1～3 年生)〉
平成 31 年 2 月 21 日	平成 30 年度第 3 回 綾瀬市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズ調査の分析結果等について ○病児・病後児保育について
令和 元年 7 月 11 日	令和元年度第 1 回 綾瀬市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 30 年度における事業進捗及び評価について ○令和元年度における新たな取り組みについて ○人口推計について ○計画策定に向けたスケジュールについて
令和 元年 11 月 7 日	令和元年度第 2 回 綾瀬市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○綾瀬市子ども・子育て支援事業計画(平成 27 年度～令和元年度)の変更について ○第 2 期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画(案)について ○パブリックコメントの実施について
令和 2 年 2 月 20 日	令和元年度第 3 回 綾瀬市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○第 2 期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画(案)に対するパブリックコメントの結果について

2 綾瀬市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づく合議制の機関として設置する綾瀬市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主及び労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する関係団体を代表する者
- (6) 学識経験のある者
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 子育て会議は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 第5条第1項及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第5条第1項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、第5条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

7 部会で調査し、及び審議した事項は、子育て会議において報告するものとする。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援事務主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

3 綾瀬市子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成30年7月1日～令和2年6月30日

区 分	組織名等	委 員 名	備 考
公募による市民	公募による市民	見上 由美子	
公募による市民	公募による市民	宮下 由佳里	
子どもの保護者	綾瀬幼稚園保護者	谷津田 紫乃	
子どもの保護者	綾南保育園保護者	福田 久美子	
事業主代表	綾瀬市商工会	柏木 京子	
労働者代表	日本労働組合総連合会神奈川県連合会中央地域連合	熊木 亜衣	
幼稚園代表	私立幼稚園	務基 文彦	
保育所代表	綾瀬市保育会	笹野 つる子	
学童保育代表	綾瀬市学童保育クラブ連絡協議会	齊木 愛	H30. 7～ H31. 4
		鈴木 由希	R 1. 5～
子育てサークル代表	ひまわりクラブ	小林 紗夏	
青少年健全育成会連絡協議会代表	綾瀬市青少年健全育成会連絡協議会	貝原 和幸	
民生委員児童委員協議会代表	綾瀬市民生委員児童委員協議会	藤原 百合子	副会長
PTA連絡協議会代表	綾瀬市PTA連絡協議会	稲田 保博	H30. 7～ H31. 4
		小林 真希	R 1. 5～
学識経験者	学識経験者	増田 岩男	会 長
医師会代表	綾瀬市医師会	佐藤 雄二	
小学校校長会代表	綾瀬市立小学校校長会	左藤 康子	H30. 7～ H31. 3
		岡本 智子	H31. 4～

順不同・敬称略

第2期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行者 綾瀬市

健康こども部子育て支援課

綾瀬市早川550番地

電話 0467-77-1111（代表）

